

國
の
真
柱

千
家

013963-001-6

特21-440

國の真柱 卷1-3

千家 尊福 / 刊

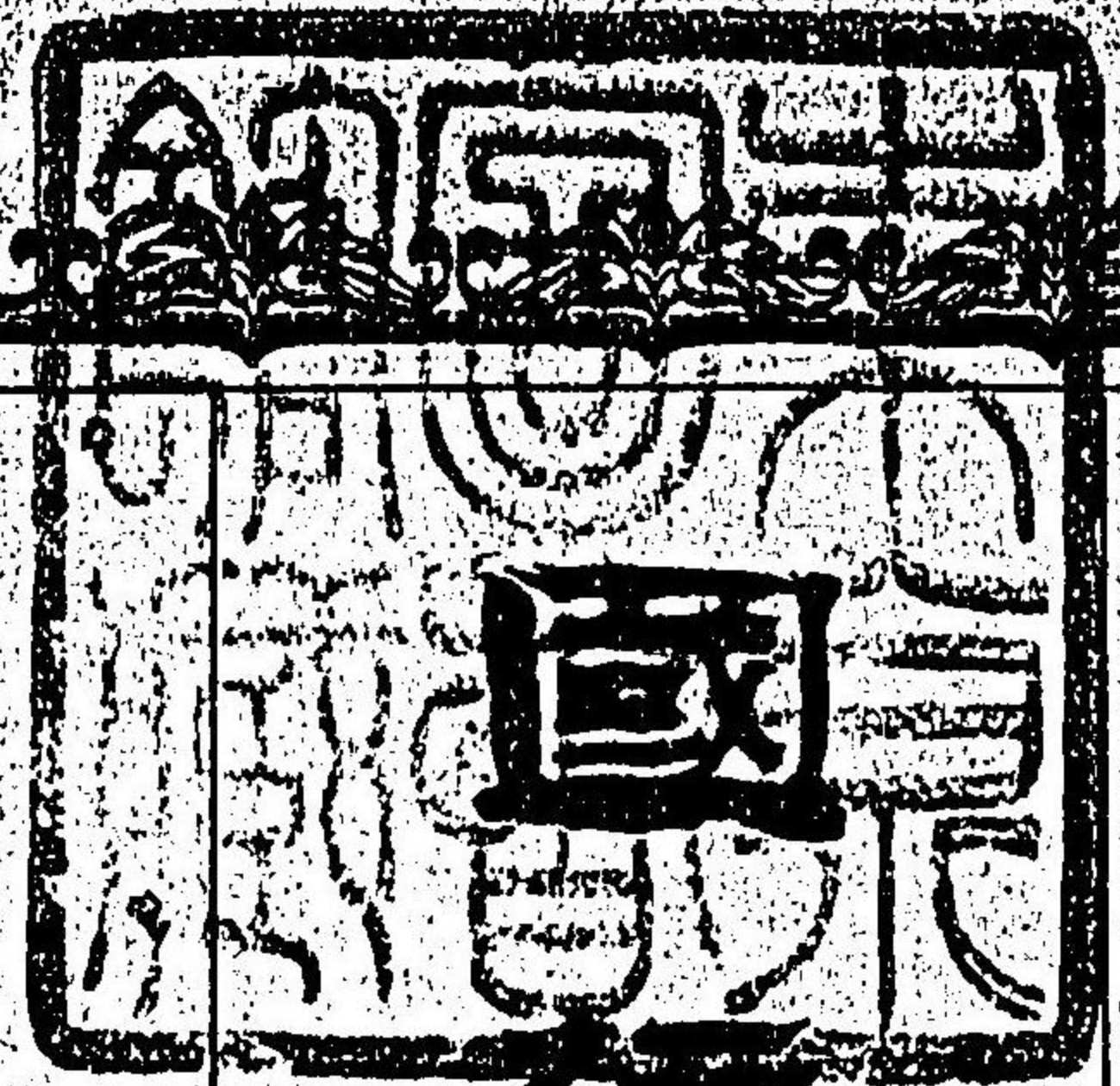
1冊

M21-23

ABB-0206



21 440 No. 9710

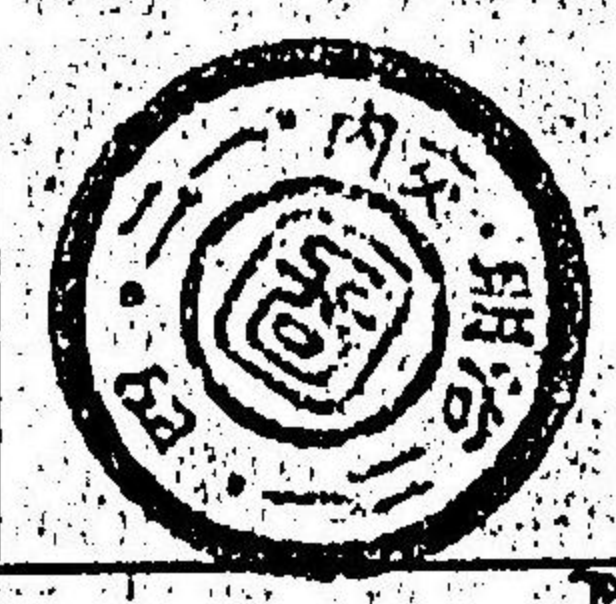


國史真柱

千家尊福著

千家藏版

卷壹



皇室に忠節を致すハ國民の本分にして其地位に因て差
異あるに非ずと雖ども尊福の如きは最も天下に率先し
て忠愛の心力を盡さざるべからざる責ありと自信す抑
建國の初祖先天穗日命皇祖の勅を奉して國情を視察し
大國主神を説きて治國の大權を奉呈せしめらる素より
大國主神の忠愛の心深きに因るといへども亦以て天穗
日命の計らひ宜しきを得たるに因る者あり今や立憲政
體を立てらるゝハ恰も上古建國の時と同じくして第二
の建國組織をあたす時機といふべければ此時に當りて天

下に率先して皇基の鞏固を計り國民の幸福を全くせんが爲に力を盡すべきハ即ち祖先の遺志を繼ぐ所にして尊福の自ら任してあさんとする所あり古來神典を講し神道を説く者ハ悉く忠君を以て本義とせざるハあしといへども忠君の精神ハ唯命是聽きて屈從するの傾を生じ易くして人民をして卑屈に陥らしむるの憂あり是尊福大に憂ふる所にして苟くも皇基を鞏固にせんとせば必先帝皇を奉戴する人民の地位を堅固にせざるべからず帝皇ハ獨御尊榮を保ちたまはざる者にして國民の幸

福と共に之を保全し玉ふべき者あり故に立憲政體を立てらるゝハ皇基を鞏固にするが爲にして人民の權力を伸へて國事に參せしむるもまた人民の地位を堅固にして皇基を守護するの力を強くするの外あかるべし然れば國民たる者其權力を伸へしめらるゝと共に益忠愛の精神を厚くせざるべからず若し此主意を誤る時ハ國民の權力を伸へしめらるゝが爲に君權を傷つけ國體を害すること必生ずべし又國民の權を伸へしめらるゝも忠愛の力を盡さず卑屈に安んじて安逸を貪るが如き事あ

らは何を以て國體を守り皇基を鞏固にするを得ん尊福
 率先して實行せんとする所は別紙に陳論するの主義に
 して政府の主旨必ず如此あるべく國民の方向も亦必ず
 如此あらざるべからずと思へり吁今日は國家万世の利
 害に關する政體制定の時にして此時に盡さゞれば又盡
 すべきの期を失ふといふべし苟も忠愛の志あるもの誰
 か奮起して盡さゞる者あらん況んや建國の初忠君の功
 を奏し爾來神祇を祭祀し國體を守護するの任を繼承す
 る者に於てをや尊福の時勢に感ずる所ありて盡さんと

する事此の如し希くは讀者微衷を嘉みして賛成あらん
 ことを若し高見に反することあらば之を不問に措かず
 して辯論し東西相通し同志相合して共に皇統一系の國
 體を鞏固にと併せて國民の幸福を増進せんことを切望
 す

明治二十一年四月

千家尊福述

國の眞柱卷一

千家尊福著

神道の本義及び國民の氣風を養成する方案

神道とい天地運行し寒暑往來し萬物生々化々して止まざる道と云ふ此道の然る所以を説明して人をして人をして之に因らしめ身を脩め意を誠にし以て人たるの務を盡さしむるを教と云ふ故に神道の教に神隨又神習ふと云ふの神の隨にすへし神に習ふへしとの主意にして天地間の事物の神理に背きて行ふを得ず神慮に悖りて爲すを得ざるか故あり然れハ神隨又神習ふとい天地の神理即ち造化の神法に従ふべきことを教ふる者なれハ時と所とに因て爲すへきことの差異ある所以を知ること肝要なり故に神典に傳ふる神の行爲を見て悉く

習ひて行はんとするは是れ時と所を思ひさる者にして神習ふ所以を知らざる者なり如此き者を名つけて妄信と云ふ神の行爲の如きの天地の神法に従ひて爲し玉ふ者にして其時代に在て然らずへき必要ありてあし玉へる者かれの其實を見て世を利し人を益する神慮を知り以て我精神を定むる標準とすへし其行爲に至ては古と今との時勢に異なる所あれは古を以て今に行はんとするは誤れるの甚しき者なり然るに信すること深けれは迷易き人情の免れ難き所にして中古以來神を信する者の弊古を以て今に行はんとし又神護を仰くに厚くして己を盡すに滞くするに至れり世の祈禱神咒を請ふ者の多き動もすれは醫藥衛生の自から盡すへきことを疎にして神に求むるの一方に傾きをなす者少から

す祈禱神咒の固より神護を求むるの法ありと雖ども己の爲し得らるへき力の限を盡さずして漫りに神護を仰くの迷へるの甚しき者と云ふへし神の人に教ふるに束手逸居して唯神に依頼せし何事も助くへしと示したること無し神の言に守ると云ふこと神典に見えたるは守るといふ目を注きて人の行爲を見るの義にして人の爲す所にして至らざること有れは見て以て救助すへしとの外ならず殊に我爲すへきことを措きて唯神に依頼するとき其弊は敬神の上に止まらずして人間万行の上に於て進取獨立の務を盡さずして他に依頼する卑屈の風を生ずへし中古以來國人の風として依頼心厚かりしは政治上より然らしめたること少なからざるへしと雖ども神道の本義を誤解するに因るも亦多かるへし尊敬の

我を卑屈ならしむるの弊を生し易く信仰の正邪を見誤るの風を免れ難き者なれは神を尊敬信仰する者の深く思ひさるへからざるなり神の人を卑屈ならしめて本意とする者にあらず神の人を以て満足する者にあらず神意の人をして獨立自治の地に立たしめんとするに在る者あり天地萬物の生々化々して止まざる大本を定めたるは勿論種々の事業を創始したるは人をして獨立自治の地に立たしむる計畫をなすの外無し故に神慮を知る者の我心を誠にし我行を正しくして他人を視ること猶神の人を視るか如く親愛して共に獨立自治の地に立つより神の満足を來たすは無し然れは神を尊敬する者の必我身を愛重せざるへからず神を信する者の必す神慮のある所を思ひさるへからず是人の萬物の

中に於て神の尤も愛し尤も重んずる所なれはなり故に敬神の要は神慮と我心と二ならず神と我と一體にするに在り世人多くは神の神社にのみ鎮座する者と思ひて神を以て我身の外に安置せり是神と我とを二にする者にして我務を盡さずして神に依頼するの弊之に因て生ずる者なり天地の間在らざる所無きは神なり我身に稟る所の魂も亦神の分魂なり神の分魂は既に我身の中に鎮座せり神を身外に敬せずして心中に安置し我心をして神慮と一からしむる之を眞に神を信する者と云ふ神と我と一體なる徳を有すれば未來の苦樂何の心を勞することか有らん神の寵愛を受る何の疑ふことかあらん未來の苦樂の現世の善惡の結果ある上の現世にして誠意脩身の徳を有するは即ち未來の幸福なることを知る

へし故に神を尊敬すれば必我身を愛重すへし未來の幸福を希ひ、必現世にして誠意脩身の徳を養ふへし神と我と一體同徳の脩業をあすに必要ある者左に記載す人々之に則りて心を誠にし身を脩め以て互に親愛して怠らさるときは死後神位に列するの榮を得へきのみならず現身の儘にして神たるの徳を有するに至るへし努めよや人々

敬戒

- 敬愛すべし 信義を守るべし 忍耐すべし
- 慈善を行ふべし 衛生をよくすべし 勉勵すべし
- 進取すべし
- 盜をなすべからず 奢るべからず 貪るべからず
- 欺くべからず 争ふべからず 恨むべからず

迷ふべからず

國體の建國の體裁にして國風の國體を護持するに肝要ある者あり故に國體と國風との密接の關係ありて其盛衰を共にすること譬の人身と空氣との關係の如し故に國體を堅固にせんとすれば必國風を善良ならしめざるべからず國風よしして廢頽するときは國體を堅固にすること能はざるは空氣腐敗すれば人身の健康を保つこと能はざるか如し抑我國の國體の皇統一系万世に奉して國の主權の帝皇の掌握し玉へること建國の本體なり是皇祖の天壤無究の神勅と大國主神の治國の大權を捧呈したまへるとに因て定まれる所にして中古政權相家に移り終に武門の恣にせしか如きの皇統連綿として帝位に立たせ玉ふと雖も帝皇の虚器を擁し虚榮を保

ちたまふに過ぎされの國體に悖る所なり故に忠愛の士起りて尊皇を主唱し天下之に應ずる者甚多く終に徳川氏をして大政を返上せしめ皇政維新の功を奏したるの即建國の本體に復したるなり是中古以來腐敗したる國風を矯正して國體を挽回したる者あり然れに向來此國を護持するに必要なるの國民の忠愛ある氣風にして之を養成することを勉めざるへからざるなり故に立憲政體を立てらるゝの國の主權の在る所と宰相の責任及び國民の分限とを明かにし以て舊來の如く政權下に移ることなく又國事を身外に放棄する民無からしめ全國共奉して皇基を鞏固にせんとの外からす一言以て之を云へる國民の忠愛の風を養成するに國民をして國事に關係せしむるより必要あるの無きか故なり然れは國民

に參政の權を與へて立法徵稅等の事を議せしめらるゝの國民をして國に對する義務を盡さしめんか爲にして即皇基を護持するの力を鞏固にするの主意なりと云ふへし譬へる皇基の精神にして人民の身體の如し精神と身體との利害を同じくし盛衰を共にする者にして精神振ふされは身體健全なる能はず身體健全ならされは精神振ふ能はざるあり五官四肢百骸の活動して各其能力を全くするの精神の統轄力堅固なるか故あり然れは皇基を鞏固にするの之を護持する人民の權力を堅固にせざるへからす人民の權力を堅固にするに之を保護する帝皇の主權を鞏固にせざるへからす古來東洋諸國に於て君權を強大にせんとして人民を壓制して顧みざるの風行はれ又西洋各國に於て人民の權力を張大にせん

として君權を弱くして顧みざる風あるは是二つなから宜し
 きを失ひたる者にして恰も精神の發達せんことを計りて身
 體の健康を顧みざるか如く身體の健全ならんことを欲して
 精神の衰弱を思ひざるか如し故に國體を護持せんには君民
 の利害を二にせずして一方に君權を鞏固にし一方に民
 權を伸へて君民の幸福を一途ならしむるに在り君權と民權
 との兩立せざる者の如く思ふ者あれども其實の兩立して互
 に相犯さず相妨けずして共に扶助する者なれば苟も忠愛の
 心ある者の必己の權力を發達して鞏固あらしめざるへか
 らす己の權力にして衰弱するときの何を以て皇基を鞏固に
 し國體を護持することを得ん國の人民の集合して成る所に
 して國力の強弱の即人民の強弱なる上の國力即人民の權力

を堅固にするの皇基を護持するの基礎を堅固にする所以な
 るを知るべし然れども一方に厚くすれば一方に薄くある傾
 きを生じ易きは物の常態なれば國民にして己の權力を長大
 ならしめんことをのみ熱望して君權の在る所を顧みず己の
 分限を越ゆるときは相家又は武門の恣にせし時代の如く政
 權を國民の手に専らにし國體に悖り皇基を衰弱するの害必
 す生ずべし故に立憲政體を立られて參政の權を得る上は國
 民の分限を明にし僭越の行爲をなす者無く億兆一心國體を
 重んじ皇基を護持するの元氣即國民の氣風を養成せざるべ
 からず古來邦人の忠孝節義を重んじ尙武の風に富みて利の
 爲に節操を變せず死を以て其分を守り紀元貳千五百五十餘
 年の久しき未だ嘗て一回も外國の爲に寸尺の地も犯されず

して國體を護持し來るは國の元氣即國民の氣風の最も關係する所なれば益養成して其力を厚くせんことを勉めざるべからず而して此氣風を養成し來るは敬神の念慮厚きよ因る者にして祖宗及び神祇を尊敬する心厚ければ其勅を以て建る國體を重んじ皇統を尊敬するの心も亦厚きは理の當に然るべき所なり故に歷朝神祇を崇敬するを以て國の大典とし大事ある毎に必先神祇に申告して之を施行し年中の祭祀も亦嚴然と執行したまへるは祖宗及び神祇の功德を重んじたまへる者にして神道を以て人心感化の用とし玉へるにあらずと雖ども祖宗及び神祇を尊敬したまへる聖旨は國民をして尊上の心を厚くするの感情を養成し來る者なり譬へり我誠を盡して人を愛すれば其人の我に於る我人に對するか如

くもし來るのみならず傍人も見て以て我に對するの感情を厚くするが如し然れば邦人の忠愛の心厚く節義を重んじ尙武の風ある者は敬神の上より感化養成し來る者あること明かなれば向來邦人の氣風を養成するにつきても尤忽にすべからざるは神祇を崇敬するの件なり西洋各國にて耶蘇教を以て人心感化の要具とするは政令の及はざる内心の感情を養成するの忽にすべからざるに因る者にして國民の心をして帝皇及び政府に繫付るに欠くべからざるか故なり或論者は日本の國風は歐洲開明國に及はざること遠ければ歐洲の風俗を移すにあらざれば我國の開明をなす能はずと云へり我國の歐洲各國に及はざる者甚たおほきは勿論なれども歐洲各國も亦我に及はざる所の者あれば歐洲開明の風を移す

に先たちて我の彼に勝れたる所は益養成して我國固有の美風を存せざる可らず況んや奇を好み新を喜ぶは人情の常なれば政府又は地方の上位に立つ者にして彼我の國體の異同を思はず舊來の事物の得失を顧みずして一に歐洲の風を移すに非されは國の開明をあす能はずとするか如き傾向あらは其所爲は破壊主義にして外形上の事物の新舊交替するのみよ止まらず人心に固有する忠愛の情も亦失ふに至るへし人心に固有する者は外形上の事物より養成し來る外なければ之を養成感化するに必要ある事の如きは益保護を加へて廢頽せしむへからざるあり歐洲の風を移さんとするも即我國の幸福を計るか爲なれば我國體に適せず我國風に害ある者は勉めて輸入を防かざるへからず方今鴉片の輸入を嚴に

調査あるは即支那人の喫煙して身體と精神とを衰弱よするの殷鑒あるを以てなり豈鴉片のみあらんや皇基を護持するの感情を泐くし固有の美風を衰頽せしむる者あり深く思ひざるへからず今宗教につきて論すれは新教の人々互に相愛するの道を教へて疾惡の念を去らしむるを主とし且別に宗旨の主長なく唯各自の信仰なれは偏頗無くして害少き者なり然るに舊教は他教の徒を視る甚疎遠にして且我宗教を以て國を支配せんとする者よして羅馬法王を以て其元首とするか故に此教の行はるゝ國に二王ある形を生じ不測の變を生せんも知るへからず猶太希臘教の如きも舊教と遠からざる教法にして國に害ありと云はざるへからず米國のユニヴァーシアンの如きは學理上より立たる宗教にして尤開けた

る教へ方なるか故に其害無きか如し然れば宗教は心を感化
 養成するの資料なれり宗教の正邪善惡の即信者の行爲上に
 顯はるゝ者にして譬へり教誦の資料に於るか如し果實の善
 良を穫んとすれり必ず之を養成する資料の善惡を撰りさる
 へからされり人心を感化する宗教の善惡の撰ふこと肝要な
 り故に政府又は地方の上位に在りて衆庶の標準とある者は
 人心を感化し氣風を養成するに大關係ある宗教のことは忽
 にすへからす况んや帝皇の尤國民の仰瞻する所あれり身躬
 から國體を護持し忠愛の人心を養成するに尤必要なる教法
 を撰ひ之を信奉するの實を示して國人を導かざるへからさ
 るをや故に外形上の奉教は未だ國人の信を擧ぐに足らず且
 人心を感化するの力薄ければ教育に用ゐること甚肝要なり

古來我國に儒佛二教行はれて朝廷之を信用し玉ふこと厚し
 と雖とも夫か爲に敬神の大典を疎にしたまひす嚴然祭祀し
 て神祇を重んずるの實を示したまへるか故に民間に於ても
 敬神の風を失ひす儒佛も亦神道を害したることあれども一
 方に神道を裨補して敬神の人心を維持したる者の如し然
 れり國人の氣風の儒佛の感化養成したる力無しと云ふへか
 らすと雖とも其主たる者の神道にして神道の帝室と密接の
 關係あること儒佛の企及しざる所なり故に神道衰ふれり忠
 君の人心も衰へ忠君の人心盛かれり神道も盛かるの理にし
 て向來帝室の爲に盡すへきり神道を隆盛にするに在り歐米
 各國の信仰自由の國にして我國に於ても宗教の信仰の他よ
 り制すへからすと雖とも其自由に任するの無限的にあらず

して制限的とせざるべからず英國の如きの尤信仰自由の國
 あれども憲法に國王の必プルテスタント教を奉せざるべか
 らざる者とし羅馬宗旨を信じ又の羅馬法王と懇通し又の羅
 馬宗の人と婚姻したる等の國王たる能はずとの制限を立て
 たり是恰も國民の其國王をして己の宗旨を奉せしむるの權
 利あるか如き姿をあす者なり又同法に羅馬宗の人にして王
 位を冒踐したるの死したる者と認むと記載せりプルテスマ
 ント教の英國に於る神道の我國に於るか如き關係あるにあ
 らず又英國の王位のプルテスタント教に於る我帝位の神道
 に於るか如き關係ある者にあらず而して此の如きの制限を
 立る者のプルテスタント教の英國の國教にして英國人民の
 氣風を養成する者なるか故に人民の仰瞻する國王にして他

教を信仰するときの國民の氣風を一ちらしむる能はざるに
 因るなり是を以て我國に於ての神道を奉せされの國民たる
 の資格無き者とするの制を立つべし帝位を尊ひ國體を重し
 とせの其帝位と國體とに大關係ある神道を尊重せざるべか
 らず國民の神道を重んずるの氣風盛されの帝位の益尊嚴に
 して鞏固なるの理の賸易き所なり神道を侮りて帝位の尊嚴
 を加へんことい決して望むべからざるあり幸に神道の國民
 の尊重する所にして儒佛を信するの徒と雖ども尙神道を輕
 んする者なければ今新たに人心を感化養成するに他の宗教
 を假用するに及ばず人心中に尊重し來る神道を活用せの其
 効力の速にして國に利あること言を俟たざる所あり然れど
 も神道の儒佛盛行れたる時代の久しきか爲に混淆錯雜

したること少あからずして國民の氣風も亦之か爲に弊を生
 したれの其弊害を矯正して神道の本義を明にせざるべから
 ず神道を奉ずる心得の既に前條に論したり國民の氣風を矯
 正するの目的も前條に掲載する教戒の外に出されども今其
 主旨を明にするか爲に左に養成せんとする所を記載す

一 帝室の尊榮と人民の幸福とを二にせざるの風を養成す

べし

一 慄悍に過るの弊を矯正して勇武の風を養成すべし

一 慈惠且勤儉の風を養成すべし

一 自から守るに厚くして人を責むるに薄き風を養成すべ

し

一 沈重着實にして輕佻に失すること無き風を養成すべし

一 進取に銳にして退歩すること無き耐忍不撓の風を養成
 すべし

道德の本義及び振興の方案

道德は人間行狀の基礎にして倫理上の勿論政治交際農工商
 等の事に至るまで一として道德を以て基礎とせざるは無し
 故に政治の民心に適し天下の悦服するの道德の力なり交際
 の宜しきを得て世の信用を厚くするも道德の力なり農工商
 の盛にして人を利し己を益するもまた道德の力なり然れば
 政治交際農工商等の上に於て道德に背くの所爲あらば人心
 背きて世の信用を失ひ國治らす家齊はす業盛なるを得ざる
 を知るべし故に人にしてなかるべからざるもの、道德にし
 て法律の他人と關係ありて然る後に生ずるか如きものにあ

らす獨居よして猶なかるへからざるは道德にして道德の厚
 薄盛衰の大は國家の盛衰興廢に關し小は一身一家の利害存
 亡に係るものたるを知らざるへからざるなり
 道德の本の誠意脩身にあり道德の効用は己を正しくして延
 きて人を正しくし家風を齊へて延きて國風を齊ふるにあり
 國は家を以て成り家は人を以て成る者にして一家の風儀は
 即天下の風儀の根本なり己の風儀の即他人の標準なり故に
 道德の本の己に在りて誠意脩身の外ならず誠意脩身の要の
 正直にして偽らざるに在り古來神道の清潔を主とし正直を
 尊ふの其主意此に在り故に夫婦敬愛し父子慈敬し兄弟親睦
 し朋友親愛し君臣敬愛するの原因は夫婦父子兄弟朋友君臣
 等の相互の道德即誠意脩身の相合して尊敬親愛の實を生す

るものなり然れハ人々意を誠にして身を脩むる時の己を利
 するか爲に他を傷つること無く己を損するも他に對する
 の務を缺くこと無く互に謙讓して犯すことなき風を生すへ
 し是に於て一家常に親睦し一國永く調和するの美風を存す
 へきなり今假に人民の德義を分ちて五種とす

- 一 帝皇に對する德義
- 一 國家に對する德義
- 一 一人に對する德義
- 一 物に對する德義
- 一 自己に對する德義

帝皇に對する德義は古來日本人の義氣に富みて節義を重ん
 じ生命財産を捨て皇基を護衛し來る事實あるは我國專有の

徳義心といふへくして外國に於ても忠臣義士なきにあらずといへとも彼の屢革命あるは君主を愛戴する人心の未だ我國の如く億兆一心古今に貫き渝らざるの類にあらざるか故なり然れば國人の忠節の徳義心の皇基の因て立つの基礎にして偶北條足利の如き不臣ありといへとも猶帝位を覬覦せざるの帝位を害するは天下人心の許さざる所にして不臣者己の良心に於ても猶許さざる所あるに因るものなり北條足利の私恩を施して人民を懐けたる時代の徳義地を掃ひ廉耻跡を留めざるか如き風俗の頹廢を志したれとも猶帝位を尊重する氣風は全く滅亡せざりしことを思へば古來利を以て奪ふこと能はず利の爲に失はざるの日本人の忠節の徳義心といふへし然れは將來歐米各國の風移りて唯利是尊むの世

態に變ずることありとも利の爲に義を忘るへからず舊來の國風即生命財産よりも忠節を重しとする徳義心は倍振起せざるへからず如此にしてこそ萬世一系の君主國の國民たるの分を全くすといふへけれ國家に對する徳義とは政令法律に服従し公務を全くするの徳義にして富豪者の慈惠を施し貧者は勤儉して或は鰥寡孤獨の救養所又は施藥院を設け或は軍人の負傷者を看護し軍事上の裨補を爲すか爲めに今の赤十字社の如きものを盛大にし或は山野を開拓して物産を起し或は海産陸産を増殖改良する等の事に金を出して其業を助け力を致して其益を計るか如きの國を富強にし人を救養するの美舉にして之によりて利を獲ることあるも亦以て國民の國に對して盡すべき徳義の一端といふへし然れは國

民にして國の爲にあす所あきは即國に對する義務を缺くも
 のよして義務を盡さざるは徳義を失ふの大なるものなりと
 知るべし人に對する徳義とは父母の子を養育し學藝を學は
 しめて自活の業を授け子の父母の心を安んじ孝を致して己
 の爲に愛ふる事なからしめ夫婦は敬愛の情を盡し兄弟朋友
 の互に親愛して信義を缺こと無く農工商の業を營むものは
 同業相欺かす又品物に適せざるの價を得んとせず己の利の
 みを計りて他人の不便を顧みざるか如きこと無きにあり彼
 の英國人の鴉片の人身に害あるを知りなから支那に輸出し
 て利を獲るか如きは人を害するも己利を得んとする者にし
 て實に徳義心の許さざる所あり殊に現存の人に對して徳義
 を失ふべからざるのみならず己の本に即祖先なり今日世に

在る事物の今日世に在らざる人の製造増殖せし賜物なれは
 祖先を祭祀して追孝の誠を盡し有功者の勞を追慕して報徳
 の禮を缺くべからざるなり物に對する徳義とい禽獸蟲魚穀
 蔬草木の更なり器物書畫の類に至るまで一切の物品に對す
 るの徳義にして或は漁獵し或は耕作伐採し或は弄ぶに意を
 注ぎて無用に破壊殺傷すること無く有用の爲に漁獵伐採す
 ることわれの一方に繁殖するの力を盡し或は保存の法を
 能くして人の心力を籠めて製作せし功勞をして永く失はし
 むべからず一片の紙一粒の米も耕作製造するの勞の容易あ
 らざることと思ふべし且牛馬の如き人力を助くるの勞ある
 ものは使用するに苛酷にせずして飼養を能くすべし是有情
 無情を問はず一切の物に對して人の盡すべき徳義なり己に

對する徳義といふ帝皇に對するより物に對するまでの徳義も
 素より己の分を盡すの外ならされ即己に對する徳義なれ
 ども特に己の他に對する徳義の本なれ誠意脩身の務且
 忽にすへからず妄想の爲に心を苦ましめ不品行の爲に身
 體を害するの徳義を失ふの甚しきものなれ誠意脩身以て心
 身の健康安樂を保つ基礎なるを忘るへからず然れば道徳
 の本は己に在りて人々忽にすへからずといへども特又家に
 長たる者國に主たる君は率先して躬行實踐し隨從者即家族
 又は國民をして適從すへき所を知らしめさるへからさるの
 責重しとす獨君主家長のみならず富豪者又は學識ある者總
 て優者の部分に在る者は其責あり何とされは優者は何事を
 欲するも意の如く行ふことを得へき強力を有するものにし

て己の威權長大あらしめんとするは人情の常なれ若し優
 者にして己を恣にせり劣者の不幸之に過るものなれり
 り故に一家一町村に長たる者の一家一町村に率先して己を
 慎み己を正しくして謙讓の徳を養ひさるへからず況んや國
 に主たるの君に於てや威力の大ある君主に及ぶなく其心
 意行爲の影響するの大なる君主に過るは無し君主の一言一
 行の國民全體の利害の因て生ずる本源なれ實に慎まざる
 へからさるの君主の言行にして最忽にすへからさるの君主
 の徳義なり今假に君主の徳義を分ちて三種とす

一 帝位固有の徳義

一 帝皇の徳義

一 國家に對するの徳義

帝位固有の徳義といふ帝位の祖宗の帝位にして帝皇の私すべからざるものなるか故に帝皇私の嗜好を以て妄りに帝位に關する古義古禮を廢し帝室の尊嚴に係る舊來の制法を改むべからず然れり帝皇の祖宗を重んずるか爲に帝位を重んじて即位の大禮の古例に據て執行し傳統繼承を正しくする等祖宗の舊制を確守して私意を加ふべからず是帝位固有の徳義なり帝皇の徳義といふ帝皇の私行に關する徳義にして一個人の徳義と異あらず帝室の家務を始め皇后皇子皇女及び皇族等に對し又の儀式外にて引見するものに對する徳義をいふ國家に對する徳義といふ即國民に對する徳義にして帝位の尊嚴を以て人民を蔑視壓抑すること無く慈善恩惠を施し勤儉を躬行し總て國家の風儀を着實且美あらしむる徳義をい

ふ此三大徳義を總括すれり帝皇の徳の謙讓を以て基礎とす帝皇に謙讓の徳あるや祖宗の帝位を重んじ私を以て傷つくること無く皇后又は皇族を親愛し有功者又の學士を優待して侮慢なること無く國民を愛撫して天下の憂に先たちて憂ひ衆と苦樂を共にするの徳を失はざるあり特に政務上に於ては政權を恣にすること無く國民の權利を伸へて政に參せしめ國事を重んずるの氣風を養成して皇基を鞏固にするを得べし是帝皇の尊嚴且至大なる威權あるを以て人民を壓抑せず政權の一部分を拆きて與へたまふか故に人民もまた自己の分を三省し參政の權を得るを以て帝皇の尊嚴を傷つけんとするか如き僭越の言行をなす者なく愛戴悅服して倍皇基の鞏固を計るに至るべければあり上に立つ者其威力を恃

みて下に倣らは下もまた上に習ふの風を生し來るは自然の勢あれの上にして下に謙る時、下として上を犯んとする者の生せざるは理の看易き所にして古今を問はず内外を論せず國の治亂興廢の因て起りたる事實上に昭々として明かなり

然れば國の道德の基礎は帝室にありて帝皇の即ち道德の先導者たるの位置に立たまふべき者といふへし國民の仰きて以て尊敬し俯して以て愛戴するは大政統御の權に畏服するより、帝皇の德義に悦服するの厚きものなれば向來我國の道德を振興せんには帝皇親から道德の實を履行して天下に示し以て風を正しくし俗を美ならしむるより善なるはなし家風の善惡は家長の德義に因るものあらは家長たる者慎さるへからず一町村の風俗、其地の上位にありて德義にわれは町村の上に位するもの誠めさるへからず然れども一家又一町村に長たる者の見て以て標準とする所の帝皇にありて帝皇の德義の三千八百萬人の德義にして帝室の德義の國家の德義あり是理論上のことのみならず實際より徴して違ふことなし況んや立憲政體を立てらるゝ上の行政の責の宰相の任する所なれ、其民心に適すると否とに於て一般國民の心をして悦服せしむる能はざるに至るへければ益帝皇の德義を厚くし尊敬愛戴する人心を深からしめ其勅に出るもの國民の意見に異なるも共奉服従する氣風を養成すへき必要を感じるに至れるをや傳聞く獨乙國のヒスマルクと海軍大臣ストッシどの常に意見を異にして閣議に參

するも互に一言を交へざるか如くあるに拘らず帝皇の勅に出る時の其實ハビスマルク又ハストッシの發議なるを知るといへども互に謹聽恭奉せりと是臣民たる者の龜鑑とすへき所に於て我國向來政治論盛にありて各其主義を執りて譲らざる傾をなすに至るへき形勢なれハ國民をしてビスマルクとストッシとの帝皇を尊奉するか如くならしむる計畫をなさざるへからず然らば人心をして如此ならしめんとするには必先帝室を以て道德の淵源とし慈惠榮譽のことは帝皇の特權として人心を悦服せしむるの法を立てざるへからざるあり

古來我國の國風は神祇を崇敬し有功者を重んずること厚くして山僻海隅に至るまで産土社あらざるの地なく甚しきハ淫祠を立つるの弊を生じたりといへども是忠君愛國の人心厚くして祖宗を尊敬し有功の神を重んずるに原因する者なり而して祖宗及ひ有功の神を尊敬するの心は即帝室を尊敬し國家を重んずる心と二ならずして神祇を尊敬するの心厚けれハ延きて帝室を尊敬するの心もまた厚し是我誠を厚くして人に對すれば其人の我を待つこと薄からざるのみならず傍人もまた我を重んずるの風を生ずると同じきあり然れば忠愛の人心は帝皇神祇尊敬の上より感化養成し來ることを知るへし儒佛渡來の後儒佛を信仰するの人心厚くして之か爲に國風を變じたることありといへども猶神祇崇敬の禮を缺きたること無きのみならず現存の神社中儒佛盛に行はるゝ時代の建立に係る者多きは敬神と尊皇とは二あらざる

か故なるを知るの明證なり然れば國民の精神を養成せんに
 は神社を以て忠君愛國の精神を養成するの基礎とし益神祇
 崇敬の典を厚くする時は忠愛の人心を鼓舞獎勵する上に大
 効力あること既往に徴して將來の結果を見るべきなり現に
 靖國神社ありて國事に殫れたる軍人を祭祀あるは軍人の心
 を感動せしめて益國家に盡すに身命を惜まざるの風を養成
 するの効あるにあらずや獨軍人其人に止らず延きて父母兄
 弟等の心を感じしめ國人全體の尙武の風をも養成して兵役
 を避けざるに至らしむる裨補少あからず時勢變遷して耶蘇
 教渡來し之を信するの徒増加するに際し信教自由の今日に
 於ては政權を以て其流行を停止すべきにあらずといへども
 他に祖宗及び國家有功の神祇を尊敬して人心を感化養成す

へき方法を設けず徒に政府は人民のなす所に放任し又人民
 は政府のなす所に任せて勸告すること無く神祇の興廢と國
 民敬神の衰頽とを顧みざる時は祖宗以來の國風を變じ終に
 忠愛の精神を失ふに至るの恐甚大なり向來如此の實況を考
 すに至らば其責は帝皇の祖宗に對して免れたまはざるのみ
 ならず國民の責もまた免れざる所なり殊に近年人心輕佻に
 なりて動もすれハ急進主義を主張し帝室の尊嚴を害するも
 憚らざるか如き傾あるは傍視すべきことにあらず未だ此徒
 の誤迷深からざるの今日に反正せしめざるへからず未だ此
 徒の少数なる際に矯正せざるへからず耶蘇教の信者の敬仰
 する神は我祖宗にあらず我國有功の神にあらず縱令國體上
 の尊敬と宗教上の信仰とは素より別にして耶蘇教を信仰す

るは自己の嗜好に出で祖宗及び神祇を尊敬せざるにあらざるも宗教の精神主義は政治上は勿論萬事の上に適用して方向を定むるに至るべきは當然のことにして且宗教の信仰は惑溺し易くして其弊の生ずるや遂に我國固有の氣風を薄くし或は失ふに至るへし祖宗及び神祇尊敬の氣風を薄くし或は失ふも帝室の尊嚴に關せず國家の元氣に係ること無きものあらは放任するも可なり苟も將來忠愛の人心に關係ありとするときは忠愛の志ある者傍觀してあるへからず况んや純良なる國風を養成し道德を明示すへき帝皇に於てをや

故に神祇崇敬は國の大典なる舊法に復して古の神祇官の如き一衙門を帝室に置き大に神祇崇敬の盛典を舉げられ敬神の人心を養成せは敬神者の増加と共に倍尊皇の人心を増進せしむへし如此なれば耶蘇教の流行に付て生ずへき弊を豫防し隨て妄りに急進主義を主張するの徒もまた國體を知り尊皇の志を起すに至らむ縱令俄に其効なしとも之を放任するに増さるの益必あるへきなり今や開明に歩を進むる者舊を捨て新に走るを開明と誤認するか如き痕なきにあらす此徒の意中には必ずや我國の國體は歐米各國と大に異なることを詳知するにあらざるへく我國の氣風の歐米各國と同じくすへからざることを辨ふるにもあらざるへし若し彼我國體の異なるを思はずして歐米各國の文明に進み富強なるの現状を見聞し一に彼の風を移して俗を變せされは我國の文明の進むを得ず我國の富強はなすこと能はずとする者

わらは益國體を講明し愈敬神の國風を養成して其誤迷を覺らしめざるへからざるなり

今此論を終るに當りて更に一言すへきとあり即女子をして道徳實踐の先導者たらしむるとあり熟道徳上古今の實況を見るに政事上又ハ宗教上に於ても女子ハ政府を尊敬し神佛を信仰し禮儀作法を重んずるの風男子に比すれば幾層の厚きを加ふるは是男子ハ己の權力を長大からしめんとするか爲に道徳を忽にする傾きあれども女子ハ權力を長大ならしむるの意なきか爲に道徳を守るの厚きか故なり且女子は守るに厚くして男子に對して其心行を矯正するの力ある者にて婦を見る婢の如く賤使するの時代に於ても猶夫の行爲を制し夫も又婦の忠告を容れ易きは實際のことなり然れば向

來婦女ハ既往の如く内事を治むるに止まらず外ハ男子と立あらひて交際するの風を生し來れば女子をして益道徳を重んずる心を厚くして實踐せしむる時は素より守るに厚き女子の性質あるによりて行はれ易く且道徳を守らざる男子は女子の賤視する所となりて敬愛を受る能はざるの風をあして男子の心をして猛省せしむるを得へきなり殊に一家の風儀は家長の德義に基くといへども婦女の行爲に關すること少からず且女子ハ其子を教育するの關係最も厚く其子の善惡ハ母の教育如何ハ因る者なれば一家の風儀より延きて國民の氣風を養成するにハ女子の德義心をして厚からしむるに及くハ亦し然れば帝室に於ても皇后宮主として道徳に關することを垂訓躬行したまひて天下の婦女をして其美德を

欽仰感化すへくなしたまふへし是に因て思へは中古以來賢所を内侍所と稱し内侍をして常侍祭祀せしめられしハ女子は神祇尊敬の心厚くして守るに堅固なるに因る者なるへし故に上古神祇を祭祀するに皇女又女子を以てしたまへる例少からざるは皇祖の比賣神にますの謂のみにわらす若し比賣神にますが故に皇女又ハ女子を以て常侍奉仕せしむる者あらは倭大國魂神を祭祀するに皇女を以てしたまふ等のことあるへからす此を思ひ彼を顧みるも向來神祇尊敬の人心を厚からしめ道德を振興せんよは女子をして國風を養成するの初をなさしめんこと其効あるへし然れば女子もまた親から任して道德の責に當り男子の專恣ある風を變して一家の美をなし延きて全國の美を作るか爲には専ら心力を盡す

へきあり是貴夫人令嬢ハ勿論一般の婦女に深く望む所なり誠に如此あれは男子は政治上の責に任し女子は道德上の責に當りて相率ゐて國家の美風を養成すへし

主權論

立憲政體ヲ立ルハ祖宗以來ノ國體ヲ護持スルノ外ナラス故ニ建國ノ本義ニ基キテ主權ハ君主ニ在ルヲ以テ主義トスヘシ

謹テ國史ヲ案スルニ皇祖天神ノ大國主神日本國ヲ經營ニ勅シテ汝所治顯露之事宜是吾孫治之汝則可以治神事ト詔リ給ヒ大國主神ハ吾所治顯露事者皇孫當治吾將退治幽事ト對へ給ヒシハ大國主神ノ掌握シ給ヘル治國ノ大權ヲ皇孫ニ奉呈スル者ニシテ即チ我國ノ國體ノ確定スル所ニシ

ナ皇統ヲ以テ万世不易ニ治國ノ大權ヲ有シ給フ源始ナリ
 故ニ此詔勅ハ建國ノ明文憲法ト云フヘキ者ナルヲ思フヘ
 シ况ンヤ天照大神ノ勅ニ葦原千五百秋之瑞穗國是我子孫
 可王之地也宜爾皇孫就而治焉行矣寶祚之隆當與天壤無窮
 者矣ト有テ治トハ統治ノ主權ヲ有シ給フヲ指シ給ヘルモ
 ノナルヲヤ故ニ我國體ハ皇統一系ヲ以テ眼目トスルハ勿
 論ナリト雖モ主權ノ帝皇ニ在ル事最モ緊要ナリ若シ主權
 ノ帝皇ニ在ラサルニ至ラハ帝皇ハ虛器ヲ擁シ給フト申ス
 モノニシテ武門專治ノ時代ト何ソ異ナランヤ彼ノ武門政
 權ヲ恣ニセシハ世人皆其國體ニ悖ルヲ知ル然ルニ或論者
 ノ主權ハ國會ニ在リト主張スルニ至リテハ世人未シ其國
 體ニ悖ルヲ怪マサルモノ抑何ソヤ主權ヲ武門ノ一手ニ掌

握セシムルモ國會ノ衆議ニ任スルモ主權帝皇ニ在ラサル
 ニ至テハ一ナリ豈政ヲ論スル者ノ戒慎スヘキ所ナラスヤ
 又主權ハ正理ノ在ル所ニ在リト論スル者アルハ國體ヲ辨
 セサルノミナラス帝皇ハ正理ヲ以テ治ヲナシ玉フ職ナル
 トヲ思ハサル者ト云フヘシ歐洲立君國ニシテ主權君主ノ
 手ヲ去リテ國會ニ在ルカ如キ國アルハ是立君國ノ本體ヲ
 失ヒ共和政體ニ傾キヲ生シタル者ニシテ君主ハ其名アリ
 テ其實ナシト云フヘキナリ名アリテ實權ナキ君主ヲ奉ス
 ルハ我國ノ國體ニアラス故ニ我國ハ皇統一系万世ニ奉ス
 ルト共ニ主權ハ帝皇ニ在リテ變動スヘカラス是建國ノ初
 ニ確定スル所ニシテ我國體ノ存スル所ナリ今ヤ我國君主
 專制ヲ改メテ立憲政體ヲ立テラルハ倍君權ヲ鞏固ニシ

以テ民權ヲ保護スルカタメニシテ決シテ君權ヲ減殺シテ民權ヲ強大ナラシメントニハアラサルナリ唯帝皇ノ意志ニ任セテ政治ヲナシ來ル制ヲ改メテ帝皇治ヲナシ給フ法規ヲ定ムル外ナラス君主專制ト立憲政體トノ別ハ法規ニ照シテ政ヲ施スト君意ニ任セテ治ヲ計ルトニ在ルノミ然レハ立憲政體ハ帝皇治ヲナシ給フ法規ヲ立ルト共ニ宰相ノ責任ト國民ノ分限トヲ定ムル者ニシテ其意ノアル所ヲ詳言スレハ帝皇ハ祖宗ノ聖德ヲ繼承シテ百世一代ノ如ク聖德ノ君ヲラシメ宰相ハ幾人交迭スルモ常ニ忠良ノ宰相ヲラシメ國民ハ舊來ノ如ク國事ヲ身外ニ拋棄スル者無ク且參政ノ權ヲ得ルカ爲ニ僭越ノ行爲ヲナスコト無ク永ク忠愛ノ良民ヲラシメノカ爲ニ其分限ヲ定ムル者ニシテ上

下共ニ其職ヲ盡シ其分ヲ守リテ相犯スコト無キ制限ヲ立ルニ在リ故ニ君主專制ヲ改メテ立憲政體ヲ立テ以テ國民ニ國事ヲ議セシムルト雖モ國會ノ議ヲ可否スルノ主權ハ帝皇ニ在ルコト勿論ナリ然レハ歐洲各國ノ立憲政體ハ如何ナル組織ナルモ我國ノ國會ハ忠愛ナル代議士ノ皇基ノ永昌ヲ希圖スルカタメニ國事ヲ討議スルノ場所トナシ決シテ國民ノ參政ノ權ヲ得タルヲ以テ帝皇ノ主權ヲ犯サントスルカ如キ君民爭權ノ地トナスヘカラサルナリ況ンヤ立憲政體ハ祖宗傳來ノ國體ヲ護持スルニ必要ナルカ爲ニ立ル所ナレハ國會ニシテ國體ノ骨髓タル帝皇ノ主權ヲ毀損スルカ如キ傾ヲナスハ是レ護身ノ刀ヲ以テ身ヲ毀損スト云フヘキ者ナリ試ニ思ヘ歐洲立憲國多シト雖モ各其

組織ヲ異ニシ彼此其體裁ヲ同シクスル者無キハ世人ノ知
 ル所ニシテ是建國ノ體異ニシテ立憲政體ヲ立ルノ原因一
 ナラサルニ因ルナリ然レハ我國ノ立憲政體ハ英ニ倣フヘ
 カラス獨ニ摸スヘラス國體ニ基キテ宜シキヲ制セサルヘ
 カラサルナリ或論者ノ説クカ如ク國體ヲ顧ミス外國ノ制
 ニ摸倣シテ政體ヲ立ルハ祖宗以來ノ君權ヲ滅殺シテ民
 權ヲ強大ナラシメ終ニ主權ハ帝皇ノ手ヲ去リテ人民ニ移
 ルノ地ヲナスト云ハサルヘカラス事此ニ至ルハ皇祖ノ
 建玉ヘル國體破壊シ大國主神ノ捧呈セル治國ノ大權ハ滅
 亡スト云フヘキ者ニシテ皇政維新ノ大功ハ一朝ニシテ水
 泡ニ屬スル者ナリ豈戒慎セサルヘケンヤ或ハ云ハン英ノ
 如キ議會政治ヲナス國ト雖モ裁決ノ權ハ君主ニ在リ然レ

ハ我國ニ於テ國會ヲ開設スル上ハ公議輿論ヲ採テ治ヲ計
 ルヘキハ當然ノ事ニシテ若シ公議輿論ニ關セス帝皇ノ意
 ニ任セテ政治ヲナシ給フコアラハ國會ヲ開設スルノ要何
 クニカ在ルト是深ク思ハサルノ論ナリ何トナレハ帝皇ノ
 政ヲナシ給フニ公議輿論ヲ聞キテ正理ノアル所ヲ採テ裁
 制シ給フハ勿論ナレトモ英國ノ如キハ裁決ノ權君主ニ在
 ルモ議院多數論ノアル所ハ君主モ從ハサルヲ得サルノ風
 アリテ裁決ノ權ノ君主ニ在リト云フハ名ノミニシテ其實
 ハ議院多數論ニ在リト云フヘキ者ナリ語ヲ換ヘテ云ヘハ
 裁決ノ權ハ君主ニアラスシテ國民ニ在リ是我國體ノ許サ
 ル所ニシテ我國ノ立憲政體ハ歐洲各國ト同一ニスヘカ
 ラサル所以ナリ故ニ我忠愛ナル國民ハ裁決ノ權ヲ有スル

名ノミヲ帝皇ニ奉リテ其實ヲ失ハシムルカ如キコトハナス
 ヘカラサルナリ若シ國會開設ノ初ニ於テ彼我ノ國體ヲ詳
 ニセシテ誤ル事アラハ祖宗以來ノ立君國ヲシテ民主國
 ヲラシムルノ端緒ヲ開クト云ハサルヘカラス豈戒慎セサ
 ルヘケンヤ

立憲政體設立の主旨及び政府人民の注意すべき要件
 今や我國舊來の政體を改革して立憲政體となし國會を開設
 して國民に參政の權を與へらるゝの期も僅に二年の後に迫
 れり是我國未曾有の大變革にして紀元二千五百五十餘年の
 久しき此國を維持し來るは君主專治の力なれども歐米各國
 と交際開けたるにつきてハ内治の事もまた國內限りの政治
 をなしたる時代の體面を改めざるへからざるは勿論にて國

礎鞏固からされは祖宗傳來の國を維持すること能はざるな
 り故に非常の英斷を以て政體を改良せらるゝは是れ國力を
 養成し國礎を鞏固にするは國民全體の力に因らざるへから
 ざるか故に國民をして參政の權を得さしめ億兆一心力を國
 家に致さしめんどの外ならず然れば國民に參政の權を與ふ
 る主旨は一個人を重んずる爲にわらずして國を重んずるに
 因るものかれは國民の心力を國に致すの目的は建國の基礎
 を鞏固にして外國の侮慢を受けざるにあり若し國民にして
 參政の權を得るの後此目的に反する言論をなして國體を害
 することわらは縦令國の富強は大に増進するも祖宗以來の
 國風は廢頓して此國は舊來の日本にわらず更に新日本を創
 造すといふ外なきものあり故に國會開設の後にいたりて國

民をして方向を誤らしめず全國の力を以て國礎を鞏固にす
 へき大本を示すは實に憲法制定の前に於てせざるへからず
 憲法は欽定に出るか故に妄りに論すへからずといへども假
 に憲法は獨逸又は英吉利に模倣せらるゝとするも我國の國
 體は獨英兩國と同視すへきにあらざれば憲法の精神は外國
 と同じくすへからずその主義とすへき所は國礎を鞏固なら
 しむるにありて我國の國礎は即帝室あることを忘るへから
 ざるなり外國の如きは國王は幾回變るも猶他國の管轄をう
 けずして自國人にして治國の政權を保有すれば國體を失ふ
 にあらずといふへけれども我國の如きは大に然らざるなり
 謹んで皇典を案するに皇祖皇孫に勅して此土は皇統を以て
 代々治むへきなり就きて治めよ寶祚の隆天壤と共に無窮を

らむと又大國主神皇祖の勅に奉答して我治むる顯露事大政
 ふの皇孫治めたまへ我の幽冥事神を治むへしと建國の基礎
 如此なれ我國の國礎の即皇基にあること明かあり故に帝
 室の國の基礎にして向來君主專治を改めて立憲政體とし國
 民に參政の權を興へらるゝも倍皇基をして鞏固ならしむる
 の外ならず是建國の本義にして之を保全する政體變異して
 古今其制を同じくせざるも萬古一貫動かすへからざる所
 あり神武天皇の詔に大人の制を立つ義必時に從ふ苟も民に利
 あらは何そ聖造を妨げんと又崇神天皇の我皇祖諸天皇の宸
 極に光臨するもの豈一人の爲やらんや蓋神人を司牧し天
 下を経倫する所以ありと勅したまひ又仁徳天皇の勅に君は
 民を以て本とす民の貧の朕の貧なり民の富の朕の富なりと

あるハ治國の本旨を勅したまへるものにて之を以て帝皇ハ人民と利害を共にしたまふ者にて皇基の鞏固あると否との國民の利害に關係の大あることを知るハし然れハ帝皇ハ帝皇御一身の帝室にあらすして日本國の帝室あれハ帝室の鞏固を計るハ日本國民の最大義務なるを知るハし試に思ハ國土大造の功德ありて此國に主たる大國主神ハ治國の大權を捨ても猶皇基の鞏固ならんことを希望して幽事を掌りて守護せんと勅したまへり況んや寸尺の功勞あくして參政の權を與へらるハ國民にして皇基即國礎を鞏固にすハき忠愛の務を缺くハからざるに於てをや然れハ立憲政體を立てられて帝皇の主權を明示し國民の分限を定めらるハと共に倍忠節の精神を厚くし帝室を尊敬愛戴するの實行を盡さるハ

からざるなり今帝室費の一件につきていふ時は國會開設の後縱令帝室費ハ報告に止まらすして豫算表を國會に出して國會の意見を問はるハき制にならざるも國會ハ帝室費を議するは帝室の尊嚴を犯すの恐ありとして之を議せざることをし萬世に傳へて國會の美風とすハし故に帝室に於ても國會に提出する費額は冗を省きて節儉の聖旨を明にし成るハく毎歲増加することなく國會をして其豫算額を謹聽するの習慣を作るの計畫あかるハからす其他帝室に係ることは皆如此あさまほしき事あり

立憲政體の本義を説くに先たちて君主專治共和政治の主旨を論ずるは立憲政體の本旨をして益我國に必要にして變動すハからざるの裨補ありとす故に先共和政治の何者たるを

論せんに共和政治の民主國の政體にして國に憲法ありて大政を施行するは立憲君主國と同じけれども共和國は秩序階級かくして國民平等の主義を以て國を立るか故に大統領は國民の興望によりて其位置に立つ者あり然れども國民全體の共奉に出るにあらすして各政黨中に於て多數を占むる者の撰定に係れば立憲君主國の君主の政黨に關係せず政治主義の如何に拘らすして其上に位すると同日の論にあらす故に他の政黨に於ては愛戴悦服せざるは勿論にて大統領を出す政黨にて満足すれば他の一黨は不平なるを免れす僅に大統領は年限あるの位置あるを以て他黨の不平は後回の大統領を自黨より出さんとして耐忍するか爲に國害を生せざるなり然れば年限ある大統領を立るは永遠に君主を共奉する

に及はざるは勿論あれども米國及び佛國瑞西國等にして此政治をなすものは其國の初より然るにあらすして君主專治の爲に壓制苛使せられ財産權利は勿論生命も保全すへからざるの大不幸な遭遇し君主を廢せされは國民の幸福を全くせざるの境界に陥りて萬止むを得ざるに出たる者なり故に共和政治は君主專治の反動力より生し來る者にて壓制苛酷の結果なり然るに佛國等は君主を廢して共和政治を立たれども猶國に首領なからざる可らざるか故に大統領を立るは即年限を定めて君主を立てると云へき者なれば國民ありて缺くへからざるは君主なり君主ありて動かすへからざるは皇基を鞏固にし萬世一系に奉戴して國民をして帝位を覬覦するの心を生せしめざるにあり皇基を鞏固にするは立憲政體

を立るに在り

五十八

君主專治は君主の意を以て萬機を決し令を布き政をなして
毫も國民の意見に拘はらず偶聖徳の君主ありて國民の意見
を諮問することあるも唯其一世に止まりて永く國法となす
に非ず故に施政の寬嚴は君主及び執政者の心次第なるより
今日の國法は明日は無効なるか如きこと少なからずして動
もすれば君主又は執政者に便利にして人民に不利不便ある
ことあり甚しきに至りては君主の怒に觸れては人民は生命
財産權利を奪はるゝことありて實に人民に取て危険なる政
體なるのみならず君主に取ても專恣の弊を生し君徳を失ひ
易くして君民共に利あらざる政跡あり我國は古來君主專治
ありしといへども皇祖の勅に皇孫之を治めよ寶祚の隆ある

天壤と共に無窮ならんといはるは即帝皇は利國安民の職に立
ちたまふ者なるか故に專恣にして人民の不利を顧みざるは
立君の主旨にあらざる所以を明示したまふ所なれば歴代の
帝皇聖徳厚くして人民を愛撫したまへるは實に皇祖の賜物
なり然るに朝威衰ふるに至り政權相家に移り又は武門之を
專にし聖主も其徳を下に施すこと能はず忠愛なる人民もま
た其志を上達すること能はず上下共に不便不利にして
獨執政者の志を恣にせし時代あり今や萬機御親裁の盛時と
なり聖徳下に普く民情上に明かあるに至れるは實に帝室の
御尊榮と共に人民の幸福を増進したるものあり然れども既
往を顧みるに君主專治は聖主及び忠愛ある執政者に望むへ
き所にして永く帝室人民に利あるべきものにあらざれば國

五十九

憲を制定して君主治をあすの本旨を明かにし執政者専恣の弊を防ぎ且國民をして適從する所を知らしめ忠愛の義務を盡さしむるに及くはあきか故に終に立憲政體を立らるゝに至れるなり是中古朝威衰へて相家及び武門の政權を專にせしは帝室と人民との間踈遠になりて人民の帝室を尊敬愛戴するの心泐きのみならず國事を以て身外の事とし帝室の御尊榮と人民の幸福との相伴ふことを知らさりしよ原因するか故に此弊害をして再ひ生ずる事なからしむるに立憲政體を立るにあらるか故なり然れり我國立憲政體を立らるゝの主旨は外國の如く君主の専恣にして壓制苛酷に堪へざる人民の強迫より止むを得ずして人民に參政の權を與へたる類にあらす帝室の御尊榮と人民の幸福とを永遠に全く併せ

て既往の如く一部分の有力者の爲に上下の幸福を失ふこと無きを計りたまふにある事を知るへし
立憲政體との組立ある政體といふことにて萬機の裁決の素より帝皇の特權にあることなれども立法徵稅等のことの内閣大臣其原案を作り帝皇の勅を以て國會に出し代議士に議せしむるの後帝皇裁決し國會の議する所可なれり直に國法とあり不可あらぬ國會に再議せしめ又國會を解散して更に代議士を徵して議せしむるの制にして君主專治と大に趣を異にすれども裁決の大權は君主の專有にして君主專治の二三の執政者に議して政をなすと廣く國民の意見を問ふて法を制するとの別あり然れり國會の國民の代議士たるのみならず君主の立法權の代議者といふへし且政務上のことに

の内閣首座の大臣其責にあたり帝皇の萬事に過ちなきの地に立ちたまひ内閣大臣の政務上の錯誤によりて幾回の交迭あるも亦政治の主義の何たるに拘らす帝皇の之に關せず又之が爲に尊嚴を傷つゝること無く常に神聖にして犯すべからざるの地に御位を保つものとするの立憲政體の組織なり故に立憲政體を立らるゝ上は帝皇は唯正論の歸する所によりて公明正大ある萬機の裁決をなしたまふ者にて元來立憲政體は君權のある所と宰相の責任國民の分限とを明示し上下共に相犯すことなき制限を定めて政治を公明正大になすか爲に立る者なり是立憲政體の概略にして之を今日に必要なりとするは國民をして帝室を共奉せしめて國民の帝室を愛戴すること猶帝皇の國民を一視同仁したまふか如くなら

しむるにあり然れば立憲政體は帝室及び人民に利あること大ありといへども亦最注意すべきことあり其譯は國民に参政の權を與へられ國民多數の望む所によりて政治をなす者あるか故に國民多數の論にして忠愛の精神に出さるか如きことわらは少數の有力者の政權を恣にせし類に非ずして其害の及ぶ所甚大あることなり故に國民は建國の主旨を明にして國の富強を計るか爲に歐米各國の制度文物を採用するにつきて國體の彼我の別あるを忘れず彼に感溺して國體を毀損すること無く又歐洲立憲國の人民の君主に強迫して君權を傷つけ参政の權を得たる制度を以て模倣することなく彼の時勢人情は如何に變すればとて我は之に感染することなく始終一誠帝室を愛戴し國體を愛護して我國は我國の開

明の美風を養成せんとする論をして國民の多數を得べく互に勸告誘導せざるべからず決して一も二も彼に模倣せされは我國の開明はなすべからざる者ありと誤認するの徒あらしむべからず決して歐米各國の開明の奴隸たる者あらしむべからず全國舉りて日本魂即日本固有の精神を振起し益皇基を鞏固にし萬世一系の臣民たるの本分を盡さんこと肝要なり古來一回も外國の爲に寸尺の地といへども奪はれたることなき我國にして若し外國の制度文物に心酔して自から忠愛の精神を失ふか如きことあらは何を以て此皇基を鞏固にし且國民の榮譽を保つべけむや故に皇基を鞏固にせんとせば宜しく自己の精神即日本魂を堅固にせざるべからざるあり

我國維新以來歐米各國の制度文物を採用し僅に二十年にして今日の開明をなしたるは實に國の幸福にして將來一層の進歩を計り愈歐米各國をして獨文明の名實を專有せしむべからず然れども此進歩をなす大に注意する所なかるべからず何とあれは古語に鹿を逐ふ者は山を見すと文明を追ふて歩を進むるや進むに急なるは退きて省る所に踈なるを免れざるは自然の勢なれば舊を捨て新を取るの際取捨する所を忽にすべからず取捨其宜しきは失へば舊來の事物は地を掃ふに至り其弊の及ぶ所固有の人心を變じ忠愛の精神即日本魂も失ふに至るべし故に制度文物を二別し一は改良して開明の域に進み一は舊態を保守して固有の國風を維持するの計畫を肝要とす然れば政治上の改革をなすと共に帝室に於

ては舊來の文物を保全する方法を設けて秩序ある進歩を
 希すへし帝室及び政府にして此計畫なく新を取るに偏して
 古義古典を捨て顧みざる時は國民の心をして輕躁浮薄なら
 しむる教導をなすものにして終に建國の基礎を愛護する人
 心をも瓦解せしむるの端緒を希すへし人心を推持するは事
 業上の措置と大に其趣を異にせり然れば國の古義古典を保
 持するは固有の風俗人心を維持する上に力あることを知り
 て開明の事業を進むると共に古義古典を保持することを忽
 にすへからす忠愛の精神ある者遠く慮り深く注意する所な
 かるへからす

國の眞柱卷一終

出雲大社保存法の助力を請ふの要旨

出雲大社の祭神大國主神は素盞鳴尊の御子にして天照大神
 の甥にあたらせ賜ふ神なり當時藤原の世耕耘の業未だ開け
 す衛生の術知る者なく加ふるに慄悍にして強暴なる諸神各
 地に割據し虐威を恣にし殺伐已む時なく人民塗炭に苦しめ
 り大國主神深く之を憐み又深く之を憂ひ田圃を開き草木を
 植ゑて播種栽培の業を教へ醫藥を授け湯泉を驗して衛生治
 病の術を傳へ矛を携へ徧ねく四方を巡征して以て暴戾殘虐
 民害をなすの諸神を誅伐す是に於て群神大に嫉み怒り乃ち
 暴戾を逞くして之に耻辱を與へ又虐計を恣にして之を殺さ
 んとするもの前後數回に及ぶ然れ共神能く之を忍耐し又能
 く巧に之を避け誓て生民を水火の中に救はんと期し百敗撓

ます百折挫けず風に櫛りて東西に馳驅し雨に沐して南北に奔走し以て大に萬業を振作し人民を綏撫す御父素盞鳴尊神の性の如此にして其能く果して大業を成し得へきを知り遂に國土に主たるの大任を授け之に弓矢を與へて彼の慄悍強暴にして民害を爲すの諸神を討征せしめ賜ふ神謨て父尊の命を奉し其御子の中より十五柱の神を選抜して四方に頒ち遣し武威以て不逞を誅し文德以て斯民を懷く是に於て神人翕然其威徳に服し國に割據の雄なく民各其堵に安んじ命令上に醇く風俗下に朴にして經營の功初めて成る此時に當り皇祖天神勅して皇孫を此土に君臨せしめ賜はんとし先づ天穗日命に命して此土に至らしめ國情を視察し併せて大國主神の神意を探らしめ賜ふ天穗日命救を奉して此土に至るに

神の威徳盛且大にして容易く神勅の旨を發言し得へくも非されに徐に其機を待つに荏苒疾くも三年の歳月を經過しぬ皇祖天神復命の遲きを怪しみ天若彦を遣し賜ふに能く使命を果さしりしかの更に武甕槌神經津主神を至らしめ二神をして先慇懃に經國の功勞を慰諭じ且勅して皇孫をして此土に君臨せしめんとするの神意を述へ依て大國主神の顯露事即ち顯國政事を以て之を皇孫に譲り奉り退きて幽冥事即ち幽冥政事を治むへき旨を諭しさるからには其鎮座すへき宮殿の其構造を皇居と相同しからしめ又其奉仕者の天照大神の第二の御子天穗日命を以てし其他神田を供し百般の器具を造設し賜ふ事等も總て無比の待遇をなし賜ふへき旨を告げしめ賜ふ時に大國主神天使に對へて曰く天勅如此く慇懃な

る上いかてか之を拒み奉らん今にして吾若し此詔を拒み奉らぬ國內の諸神皆悉く之を拒まん然れども吾今既に之を奉し謹て避け奉るに於て誰か又之に順ひざる者あらんやとて即ち國土を擧げて之を皇孫に奉り退きて杵築の宮(即ち出雲大社)に隱る皇祖天神深く其至誠を感賞し諸神に勅して高三十二丈の大社を建築し約の如く神田を供し器具を給し天穗日命をして奉仕せしめ賜ふ是實に出雲國造の先にして千家の祖なり此後社殿漸く縮小して高十六丈とあり又縮小して今の如くいなれりと雖ども尙高八丈濶六間四面にして其結構の壯大ある他社に未だ其比を見ざるなり斯る勳績のあるを以て歴朝御即位の初には出雲國造をして殊に大國主神を祭らしめ賜ひ其國土を奉りたる次第を語傳へし神賀詞

を奏上せしめらるゝ事にて其式頗る嚴重ありしなり嗚呼忠なる哉大國主神仁なる哉大己貴命(大國主神の別稱)千難を冒し萬苦を嘗め初めて經營の功を奏し僅に安息を得べき時に臨み其威武の盛なる兵力の強き拒まは果して能く拒み得べきの實あるをも顧みず神勅一言の下忽ち國を擧げて之を皇孫に奉り毫も眷戀するものなきは蓋ふに皇祖の神勅に即ち父尊命する所の意に外ならずして是實に天壤無究國祚の由て定まる所斯民安寧永く皇化に浴すべき基礎なる事を明にするに依るあるへし是故に出雲大社は我國體上より之を論するも亦我國民上より之を言ふも共に甚だ緊切なる關係を有するものにて固より他の歴代天皇又ハ皇妃の一時の尊崇に依りて建築せられ又ハ皇居近傍の故を以て特に崇敬を

加へられたる神社の類にはあらざるなり抑大國主神の開國の大勳を立て又謙讓の美德を顯はされしに史上稀有の偉績にして皇祖の其功德を賞し御子を以て奉侍の職に當てられしは無比の殊遇と云ふへし夫れ盛衰定めなきは世態の常數にして忽ちにして興り忽ちにして亡ふるは人世の免れ難き所なり夫の數千年を涉り儼存すること此大社の如きは蓋し萬國の史上にも稀なる所一系相承けて祖統を傳ふるは畏くも我皇統の外には天下唯天穗日命の遠裔あるのみにして今の從三位男爵千家尊福君は實に此命の遠裔正系なり然るに廢を興すの盛政普く行ゆる、今日に當り出雲大社の維持保存の道の如きは未だ確實の方法を得ず日本無二の名社君の世に及びて或は荒廢に就くの端を發せんも亦知るへからさ

るを慨き之を世の有志に告げ大方の協力によりて保全の成功を期せんことを切望せらる依ては大社信仰の徒に論する迄もなく名迹保存の精神を有し又の遐遠仰功の意志を懷く者は冀くは信仰の有無に拘らず此舉を助けて保存の方法を計られんことを茲に尊福君に代りて之を大方に告ぐ

保存會協賛員

出雲大社保存會の事を世の婦人たちに告ぐ

千家尊福

女といへばたゞ愚に何も知らぬものゝやうにいはいはれし昔の世にはあらず文學工藝を以て名を知られ人に敬まはるゝもあり又慈善●いひてひろく世の爲人のためによきわさをな

してその徳を後世にとむるもありこれの西洋の婦人にはめつらしからぬとわか國の女も近き比はや、然るかたに進みゆくまわさ出来しによるこふへき事なり尊福今大社保存會といふことに専ら心をつくし居れば世の婦人たちにも一言告むとすそもく出雲大社の起りは神代にありて我國の諸神社の最第一ともいふへき古社にして祭神は大國主大神と申す此神の神徳の廣大なるとは一二言にていつくしかたぐまた別に記せるものもあれ、暫く措く世に大黒といひて福神と尊ひ又縁結の神といひて諸國の産土の神たち出雲大社に集り玉ひて夫婦の縁結の事を定めたまふといひあらはせる此二事を以ても神恩の深きを志るへし扱此大神を祭れる出雲大社は前にもいへる如く天下第一ともいふへき古社

の大社なれば造營のさまも亦他の社とは大に別にして先年奥地利亞國に博覽會ありし時にも社の形を模寫して朝廷よりかの國に送りたまひきされは此の大社を萬世に保存する道を立くは即ちわか國の爲に尤かくへからさる一大事業と思ふより去年この保存會を興して同志の人々にも賛成をこへるにさるへき人々速に賛成せられしのみならず畏くも宮内省また内務省より金あまたを下賜ひまた貴顯名士諸君つきくによせられたるものどもはすてに新聞紙をもて廣く告たるか如し然るを婦人たちにしては女官の人々のほかは此賛助のしらせいと少なきはいかなる事ならむいまた此事をしられさるゆゑか又はかゝるすちの事は女のしひて預らさる事と思ひ過さるゝゆゑかどもかくにもさらし告しら

世申すなり傳へ聞くに米亞利加之華聖順の墓に詣る人の多きはかの華聖順の徳の大なるとかの國人の篤き志あるとに
よるはいふまでもあらぬとかの國の婦人たちの力にてホト
マツク川に船を泛へてかの墓に通ふ便をひらきたる功にも
よれりと聞くおはれわか國の婦人たち雄々しき心を發しお
またの力をおはせても後の世にとむはかりの事業はかな
らすなさまほしき事なりされは尊福大社の爲に深くこゝろ
をつくし居るこの保存會にも志あらむ人たちは力をそへて
あひたすけられん事をこへりこの保存會につきての規則の
たくひは別に委しくしるせるものおれは國所姓名をしるし
てつけおこせたまはし速におくりまゐらすへし

保存會の事務をあす所は左のことし

出雲國神門郡杵築東村出雲大社社務所内

出雲大社保存會事務所

東京麴町區上貳番町四拾七番地大社教本院出張所内

出雲大社保存會事務分所

千家尊福著

國廷真柱

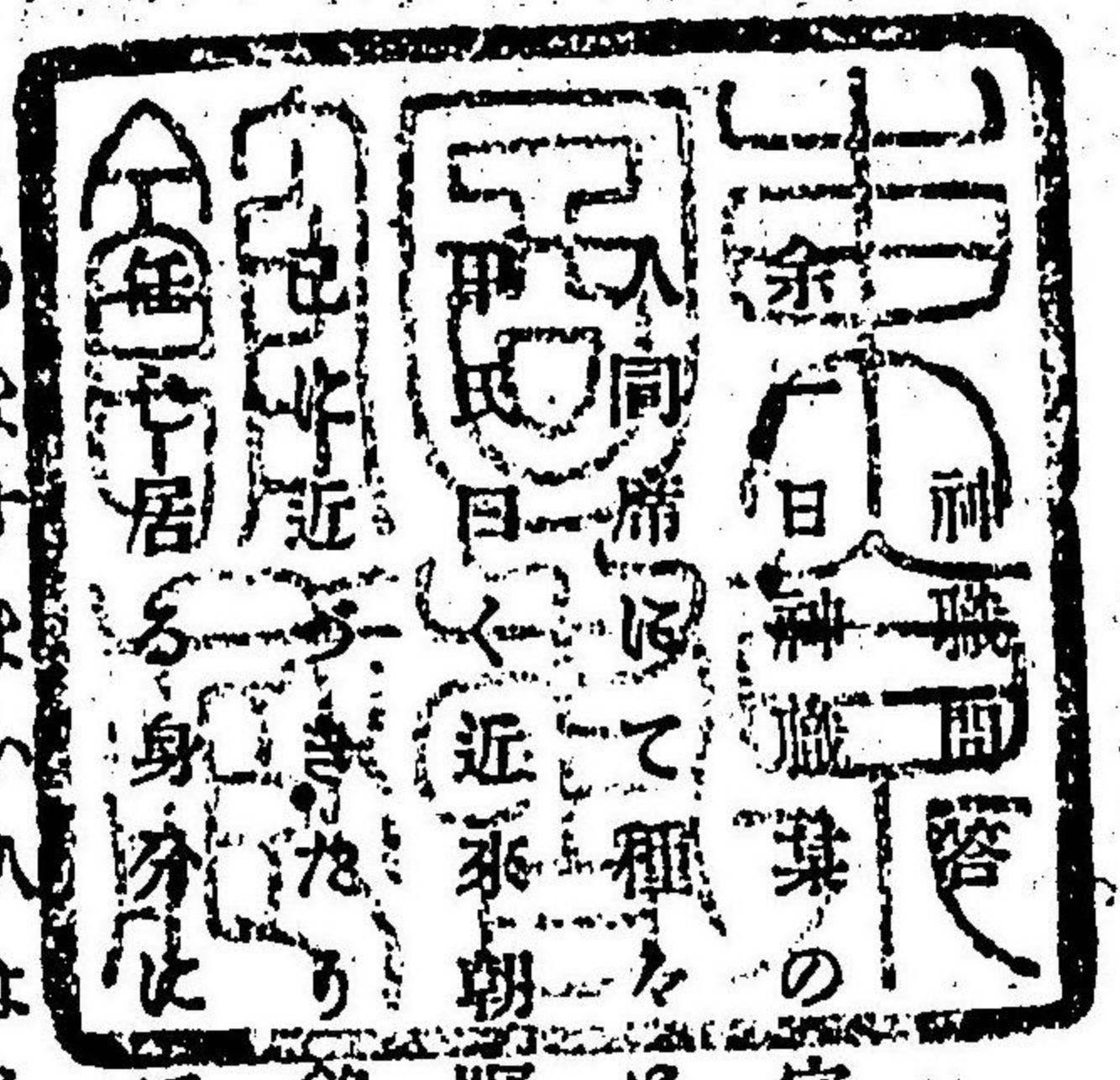
卷貳

千家藏版

國の眞柱卷二

1910/187

千家尊福著



神職問答
 余一日神職某の宅に招かれたるに主人の懇意ある同職二三
 人同席にて種々世との話をする中間答せしこと左の如し
 甲氏曰く近來朝野一般種々の政治論あり又國會開設の期も
 已に近づきたり銘々共は平素人民を教化するを以て自から
 身を居る身分にてありながら此際徒に傍觀してをうてはあ
 りますまい人より先んじて世の弊を矯め直したり人のいま
 だこゝろづかぬ先に將來の事を知りて世の先導者となるの
 が人を教ふる者の本分であるから神職仲間の主義はかやう
 であるど公然世に明かにして盡力したいものと思ひます諸

君は如何思召される

乙氏曰く貴君の論尤なれども元來教法と政治とは別物にて教法家の政治に關係したるが爲に種々の弊を生じそれによりて教法と政治とは別にしたのが文明國の今日の有様と聞てをるソコテ私の論は君と反對にて銘々の主義は今更いふまでもなく敬神愛國の外はあいから神祇を尊敬し國家を愛護するやうに人心を喚起しさへすればよい事にて其外に政治上に關係する事を彼此いふときは世間を教唆するも同様に甚よくあい事であります別して朝旨を遵守させぬばならぬのに政治上の主義が萬一朝旨と合はぬ事がありては職分が立ちませぬなんと諸君さやうでござらぬか

右の問答より甲論と乙駁して勝敗定まらず終に私の裁判に

て議論の當否を決して貰ふがよいといふ發論者がありて辭退すれども許されず然らば私の所見を述べて諸君の參考に供せんとて論じました

余曰く教法と政治とは素より別れてある方よろしけれど然ればとて教法家は時弊を矯正することに關係しては害ありといふ道理は更にない只政治家にて教法を左右したり教法家にて政權を掌るのが悪いと申すまでの事でござる元來教法家は未來の安心を専らに教ふる者なれども彌張り現世の事にも關係し慈善の業は教法部内の受持といふが如きは文明國の現状であります人を救ひ國を利する爲の教法あれば時弊を矯め直したり禍を未萌に防ぐ一段に至ては政治家に先んじてする位の智略才力なくては教法の効はありませぬ

昔の教法家にて名高いものは皆こゝに眼をつけて世間の先導者とありて人に後れずして働いたから世にも信ぜられ人にも尊まれて教法を盛にしたものであります自分は教法家であるから未來の安心を説く外は現世の事は國が滅ぶとも人の生命財産を害する事あるとも之には關係せぬといふものは昔から有つた例もあつた又あるべき筈もない事ではござる別して神職方には國體を本にして教を敷かるゝ事なれば國體の立つと立たぬとに大關係ある政治上の利害得失を傍に見て黙してをられては神道の本意とは思はれませぬ耶蘇教が流行しては國體に害ありとか心痛なされまが夫よりの無宗教家ほど恐しいものゝあつて風俗を悪くし人を害するの無宗教家の道德を顧みぬ人にありまじやうから能く心得

てあきあさらねば恐しい事ではござる又古より政事の方角が道德外にのみ出る様になるときは國の風俗の破れて禽獸社會と變化するに相違ありませぬ殊に法律を以て世を治むるにの兵力があつては法律の効力もあつたものなれど人を悦服せしむるの道德の力にありませぬ天子様を日本人の共奉して敬愛する心を厚くせしむるの法律の力よりも道德の力によらぬべきありませぬ如此論じて見れば國體を本として組立たる神道の教法家の政事上の事にも考を及ぼして時弊を矯むる爲に盡力せねばありませぬ時事に感ぜぬ様の腦にて國を利し人を益する布教の働きは出来ませぬ又朝旨政令を遵守することの勿論教法家の應に務むべき所のことではござる何となれば教法家の天理人道を基とする教義を奉じ朝

旨政令もまた天理人道の外に出づべからざる筈の者にして
 兩者の期せずして相同じかるべき譯あり故に教法家の
 の安心立命の地の此の教義を奉じて他を顧みず自然と朝旨
 政令に合するに在り此の教義を措て漫に朝旨政令を探り迎
 ふるにあらざることとてとざる若し教法家たる者が一たび右
 の本末を誤るとき其末弊遂に阿諛の人物を生じ上の神祇
 の怒に觸れ下の天下に疎斥せらるゝに至るべし又政治上の
 主義持説が世上にて保守とか改進とか急進とか種々様々に
 分れて來れば教法家の主義も何れにか定まりがたくては昨
 日は保守黨の主義に適ふ様に人心を教化し今日は改進の目
 的を以てし明日は又急進主義といふ様に後來政府の主義の
 變る毎に布教の目的も之と共に變りては教法家は他人の奴

隸同様にて自己の確守する主義はない有様にあります夫故
 に教法家は立教の主旨によりて政治上にも保守とか改進と
 か急進とか一定の主義を定めておかねばなりません諸君に
 して他人の奴隸とあるを厭はぬとの覺悟あらばいふ事もあ
 けれども若し日頃御考の如く國體を維持する爲には勉めね
 ばならぬ人民の爲には働かねばならぬとの精神と存じませ
 ば主義を一定して時弊を矯め國家を利する手段に於ては人
 に後れず世の先導者と立ちあさらねばならぬ事ととざる
 神職皆曰く御高論にて主義の一定にすべきことは了解しま
 したいか様神道は國體と興廢を共にすべきものでござれば
 國家の利害得失にかゝわる政治上の處置を能く心得て時弊
 を矯むる事に盡力せねばなりません夫にのつきて如何様にし

たらばよいでありまじやう
 余白く良醫の病を療治するには先病根のある所を診察して
 然る後之に應じて藥劑を施すが故に能く治効を奏するは諸
 君の知らるゝが如し然れば諸君には我國の國體は如何なる
 組立にして如何ある力によりて維持し來て將來如何ある方
 法を以てせば維持するを得るかと先以て國體の起る本義を
 明かにせらるゝが維持法を立るの順序あり希くは諸君の主
 張なざるゝ國體説を一應承りたる上管見をも述べまじやう
 乙氏曰く國體の皇祖天照大神の勅によりて定まれるもの
 天子様が國體の本であります故に天子様の御系統萬世一
 系一日の如く續ぎ玉ふの國體の存ずる所にて如此維持し來
 るの國民の敬神尊皇の志甚だ深きに因るものでござる然れ

は此末國體を堅固にするは益人民をして敬神の志を厚くし
 皇祖の神勅を守らせて忠君の心を養ふにありと存じます
 甲氏曰く日本の國礎の帝位にして天子様の即ち國體の根本
 ますますと今更いふまでもなければ私考には此末御系統
 は永く續きあされても日本を治めあさる大政の權力といふ
 ものが天子様の御手をはなれていかりませぬ北條や足利や
 の天下を恣にし天子様をわりて無いも同様の仕向をし織田
 氏に至りて初めて尊敬の實をわけ豊臣氏もまた大に尊敬し
 特に徳川氏に至りては太層天子様を尊とみましたなれど彌
 張政事の權力の徳川氏の手にありて天子様の御威光のたぢ
 ませず是の國體に背く事であるから古に復して御維新の聖
 代とはありまじやうとにて是でこそ國體も立ますが是に一の

憂ふべき事があります外國と交際の開けたるから一も西洋
 二も西洋と西洋の善い事を採用はよいなれど政治の大本に
 關する事までが西洋風の仕方に變りて二十三年には國會を
 開かるれば政治は人民の多數の意見にて處置することにあ
 りましやう夫では天子様の御手に御持たされた政治上の權
 力を人民に分けて與へおさると同様にて人民の方に力を持
 て來れば天子様の御威光が減じはせまいかと思ひます素よ
 り天子様御獨では國を保ちなさる事むづかしく天子様の如
 何ほど御心配おされても三千八百萬人が國の立つもたぬ
 も銘々の嘴を容るべきものであいと傍觀して居る様にてい
 それもまた國の大事ゆゑに三千八百萬の人の國の爲には生
 命財産を捨てても國體を失ふてはならぬといふ愛國心を起さ

ねばならずさうするには國家の事に關係させて立法の利害
 をいはせたり租税の取立方の得失を申させたりせねばさら
 ぬ譯おれど人民の意見を問ふたり論じさせたりするのも畢
 竟の國體を保ち天子様の御威光を失はぬやうとする外にな
 いからこの事の人民よく心得させてをかかないと人民の方
 よ力を持つと其勢に乗りて下として上を凌ぐ大害を惹出し
 て中古以來武家の手よありし時と同様政治の權力が人民
 にわたりては大變の事であります彼是を考ふるにつけても
 宗廟を尊とみ神勅を重んずる人心を養ふのが國體を保つ根
 本と思ひます

余曰く其御論は私も同意よて國體は皇統一系を以て眼目と
 し大政の權を天子様の御手に握りたまふこと最も緊要なり

若し政權の天子様の御手も在らざるに至らば天子様は虚器を擁したまふといふべきものにて武門專權の時代と異なることはありませぬ彼武門の政權を專にせしは人皆國體に悖ることを知れり然れば國體の存亡は政權が天子様の御手もあると否とも在るといふても然るべし去りながら政權が天子様の御手も在るといへばとて專制壓抑の政が宜しといふの意味も非ず此間より大切の區別ありて今假し土地所有權を一例として解説致さん或る論者は現今帝室の御料地を定め人民に土地所有權を與へられたるが爲し日本の土地が或る皇室の御料とあり或る人民の所有地たる區別の出來たるを以て普天の下王土にあらざる無きの義に違ふとて國體も悖る様も思ふ者もあれども是は天子様の政權の下に土地

所有の區別を定められたるまでのこととして日本帝國の土地は日本帝國のものあることに於ては毫も變動をければ國體に悖る譯にはあらず其の建國の初より明治の聖代の上にもて照らして確たる證據があります諸君の常に主張なさる通り皇統一系の國體の皇祖の神勅によりて定まりて此末萬歲の後までも天子様が政治の大權を掌りおされてこそ國體も立つといふものでござるソコで日本の地面の依然として變る所でなく益山野は開け物産の起り鐵道瀛船電信其他百般の事今日に數倍して盛になるとしても天子様の御位に變動がありては皇祖の建玉ひし日本國の亡び大國主神の讓り玉ひし大政の権力の減したりといふべきものでござる其譯は日本國の國體は此地面の上に建られたるものなれば皇祖

の建玉ひし國體の政治の組立上に存するもので建國の初に
 此國を治むる政權を大國主神の御手をはなさせて天子様の
 御持なされたのであります故に皇祖の大國主神に勅して汝
 所治之顯露事者宜吾孫治之汝則可以治神事とあり又皇孫に
 勅して葦原千五百秋之瑞穂國是吾子孫可王之地也宜爾皇孫
 就而治焉行矣寶祚之隆當與天壤無究者矣とあるは政權を擧
 げて天子様の有といたしましたまへるにて皇統一系萬世に君とま
 して政治をあたし玉ふべき地と定め玉へるものである然るに中
 古大政の權相家及び武門に移りしより壓制束縛至らざる所
 なく人民を牛馬の如く視あして生命財産の生殺與奪の執政
 者の手にありましたの天子様の國を治め民を撫でたまふ聖
 旨に背き皇祖の皇孫に勅し玉へる神勅に悖るものなれば皇

政復古の後人民に土地の所有權を與へ玉ひし皇統一系此
 土に君臨ます本旨に復し玉へるものでござる則ち中古以來
 の人民の所有物さへ執政の壓制苛政を以て自由に與奪し貴
 重の人命さへ武家の恣に生殺せしは國體に悖る理なりし故
 に建國の主旨に基づきて天子様の御威力といへども人民の
 生命財産の恣に與奪すべからざることを示し人民をして各
 其權利を重んじ契約を忽にすべからざることを知らしめら
 れたる者と思はる何とあれば政治をあたす主旨の人民の生命
 財産權利を保護して我の彼の爲に與奪せられず彼の我爲に
 生殺せられぬ様に彼我を保護する爲の者あるに保護すべき
 政權を以て保護を受くべき人民の所有を恣に與奪してはあ
 りませぬことでありまします中古人民に土地所有權を公

許せざる時代といへども人民の間には賣買するに年限を定めて讓渡し又は貸付るの名義にて所有する契約をなしたるものにて政府に對して人民の所有權なきが如くなるも實際人民相互の間にその權力を有ちたることは諸君の知らるゝが如しソコデ此國體を保持するに君民の幸福を一致ならしむるに在ります北畠准后論じて曰く神は人を安んずるを本誓とす天下の萬民は皆神物あり君尊しといへども一人を樂ましめて萬人を苦ましむは天の許さざる所神の與みせざる所なり故に政の可否に隨て皇運に汚隆あるべきありと是皇祖の皇孫に就きて治めませ寶祖の隆なる天壤と共に無究なるべしと詔玉ひし神慮のある所として御歴代の天子様皆此神慮を以て御心として國を利し民を安んじ玉はざるはな

し故に神武天皇様の詔に大人の制を立つ義必時又従ふ苟も民に利あらば何ぞ聖造を妨げんと又崇神天皇様の我皇祖諸天皇の宸極に光臨するものは豈一人の爲ならむや蓋神人を司牧し天下を経綸する所以ありと勅し玉ひ又仁徳天皇様は君は民を以て本と爲す民の貧は朕の貧なり民の富は朕の富なりと詔玉ひ御維新に至りては益其御心を天下に明かに示し玉ひ神明又御誓約ありて五事を以て國是を定め玉へり一廣く會議を起し萬機公論に決すべし二、上下心を一にして盛又經綸を行ふべし三、官武一途庶民に至るまで各其志を遂げ人心をして倦まざらしめんことを要す四、舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし五、智識を世界に求め大に皇基を振起すべし又御宸翰に中葉以來朝政衰へ武門權を專にし名の朝

廷を推尊して實は敬して之を遠ざけ億兆の父母をして赤子の情を知る能はざらしめ遂に億兆の君たるは唯其名あるのみと至る是か爲今日朝廷の尊重は古に倍するが如くにして朝威愈衰へ上下相離るゝこと霄壤の如し斯の如き形勢にして何ぞ天下と君臨するを得んや今や朝廷一新の時と當りて天下億兆一人も其所を得ざる者あれば則朕が罪なり故に今朕身骨を勞し心志を苦しめ艱難の先にたち列祖の蹤をふみ治績を勤め天職を奉ぜば億兆の君たるに背かざるべしとしかせ玉ひ又八年四月十四日の勅と朕即位の初首として群臣を會し五事を以て神明に誓ひ國是を定め萬民保全の道を求む幸に祖宗の靈と群臣の力と頼り以て今日の小康を得たり願ふも中興日淺く内治の事當り振作更張すべき者少なし

とせず朕今誓文の意を擴充し茲に元老院を設け以て立法の源を廣め大審院を置き以て審判の權を盡くし又地方官を召集し以て民情を通じ公益を圖り漸次と國家立憲の政體を立て汝衆庶と共に其慶と頼らんと欲す汝衆庶或は舊と泥み故と慣るゝこと莫く又或は進むと輕く爲すも急なること莫く其れ能く朕が旨を體して翼賛する所われ又同年六月十四日の勅に朕踐祚の初神明と誓ひし行意に基き漸次と之を擴充し全國人民の代議人を召集し公議輿論を以て法律を定め上下協和民情暢達の路を開き全國人民をして各其業に安んじ以て國家の重を擔任すべきの義務あるを知らしめんことを期望す故に先地方の長官を召集し人民に代て協同公議せしむ乃ち議院憲法を頒布す各員其れ之を遵奉せよ又十一年に

至りて府縣會を開かしめ玉ひて人民をして地方税の支出を
 議する事を得さしめ給ひ又十三年二月二十七日地方官に勅
 諭し玉ひて今日爾等地方各官陪讌の歡を得るゝ當り朕親し
 く告ぐる所あらんとす朕即位の初祖宗の靈ヲ頼り大政を興
 復し繼で郡縣の制を發し曠古非常の改革を行ふ當時朕猶幼
 冲にゐるも爾等臣僚と朝夕孜々する所のもの未だ嘗て一日
 も國を安んじ民を利するに有ずんばあらず爾等數年奉行す
 る所皆漸次に立憲の基を經始して朕が初志を暢達するの階
 梯進路なり顧みるに維新以來百般經營の事略其緒に就くも
 前途猶遠く未だ其功を終へず人民新に變亂を離れ教育の道
 未だ徧ねからず士の學文あるもの多くは産業なく農商の資
 産ある者概ね智識に乏し是皆爾等の知る所あり朕常に在廷

臣僚と遠く慮て深く謀る所の者は國の政事の宜しく歩を逐
 ふて進み漸を以て施し之を行ふに順序を以てすべし爾等地
 方各官民情に通ず必能く朕が心を諒せん地方施治の事朕一
 に擧て以て爾等に委す士の恒産を得ざる者爾等之を勸導し
 以て其業に就かしめよ農商の未だ教學に沾はざる者爾等之
 を薰陶し以て其智識を長ぜしめよ人民の政論に熱心し大局
 を解せずして或は躁進過激に渉る者爾等之を訓告戒飾し方
 向を誤らしむると勿れ要之爾等廟議の在る所を體し人民を
 匡直輔翼し以て朕が漸次に歩を進むるの志を賛けよと特に
 十四年十月十二日に朕祖宗二千五百有餘年の鴻緒を嗣ぎ中
 古紐を解くの乾綱を振張し大政の統一を總攬し又夙に立憲
 政體を建て後世子孫繼ぐべきの業を爲さんことを期す嚮き

に明治八年に元老院を設け十一年に府縣會を開かしむ此皆漸次基を創め序に循ふて歩を進むるの道に由るに非ざるはなし爾有衆亦朕が心を諒とせん顧みるに立國の體各宜きを殊にす非常の事業實に輕舉に便ならず我祖我宗照臨して上に在り遺烈を掲げ洪模を弘め古今を變通し斷じて之を行ふ責朕が身に在り將に明治廿三年を期し儀員を召し國會を開き以て朕が初志を成さんとす今在廷臣僚に命じ假すに時日を以て經畫の責に當らしむ其組織權限に至ては朕親から衷を裁し時に及て公布する所あらんとす朕惟ふに人心進むに偏し時運速あるを競ふ浮言相動かし竟に大計を遺る是宜しく今に及て謨訓を明徴し以て朝野臣民に公示すべし若仍故らに躁急を争ひ事變を煽し國安を害する者あらば處するに

國典を以てすべし特に茲に言明し爾有衆に諭すと勅したまへり謹みて以上の詔勅をうかひまつるに天下の愛に先んじて愛ひ天下の樂に後れて樂しみ玉ふは天子様の御心にして至尊の御身を以て斯民を安んずるが爲に艱苦を厭ひ玉はざるは實に感泣の外なきことあり然れば天子様の御爲に忠からんとするには聖慮のある所に従ひて人民の幸福を進むる手段を盡さねばならず天子様の御尊榮と人民の幸福とは消長を共にするものなれば人民の幸福進むに至れば天子様の御尊榮を進むること譬へば百川の水充つれば大海もまた水量を増すが如し若し人民の幸福を抑へなから天子様の御尊榮を計らんとせば聖慮に背く不忠の所爲あるのみならず百川の水を涸らして大海の水量を増さんと計るが如きもの

されば其目的を達すること能はざることなり故に此國體を保持するには敬神の人心を養ふは勿論にて人民を安んじて其幸福を増し以て君民の幸福を一致ならしむるに在りと思ひます

乙氏曰く貴説にて國體のある所を詳にせり然れども甲氏の論ぜられたる通り政權ハ天子様の專に有したまへば國會を開きて人民の代議士を集め立法の事を議せしめなざるは政權の幾分を人民に與へ玉ふ道理ではありませぬか別して言論自由などいふ事になりて人民の思想を勝手にいふ様にては議論ばかりやかましくありて人民か己を愛し權利を重んずることの厚くなるに従ひて議論は四分五裂して國家を治めなざるに困難なるには至り申さずや

余曰く神代に大事ある毎には百神を會して其事の處置法を議せられしこと古史に見えたるは即ち代議士を集めて國會を開き玉ふ根本といふてよいこととてござる國會の組立こそ西洋にて實驗ある法にあらひて定め玉へれ廣く衆に議して事を處置なざるは萬事に過ちなき天子様の聖徳の然らしむる所であります天子様の聰明英智にましまして萬事を達觀し玉ふ上にても舉措處置の如何は人民の利害に關するから民間の事は人民に諮ひ玉ふほど錯誤あることのない故に國會を開きて議せしめ言論を自由にし玉ふなどは政治を重んじ玉ふ敬慮の深き故であります又言論の自由を許し玉ふは聖慮を増進する良法にて天下の望は如此といふ事を知り玉ふには言論を自由にして言ひたいと思ふことを包み藏しなくい

はせ如此ありたいと望むことを十分に論じさせるほど人民の思想希望の分ることはないでござる人民の望を聞きて人民を治むれば政治の實地に行はれ易くして利益あること之に過るはあいかから善きが上にも善かれと思食す天子様の御心よは尤然るべきこととてござる殊も天子様の御心よは如此すれば人民に利ありと思食すことも實地よてはさうない時もあると申し難く如此しては人民の迷惑あらむと斟酌し玉ふことも實地よては人民の希望するもあるべきから言論を自由にし玉ふは譬へば鏡をかけおきて身體を修飾するが如きものよて是ほど目的の違はぬこととはござらぬ又言論自由よありて議論ばかりやかましくなるとの心配もあれど言論自由といふても無限的のわけよは無く其時の宜しきよ從

ひて制限のあるべきこととてござる又議論のやかましいのは人民の権利を重んじ國を愛するの厚いからの譯である故銘々よ論じかける間に國事は偏らず傾かずして中道を進みゆく様よあれば危険なく國を保つことになりす若しさうしてならぬかうせねばならぬと論ずる者もある時よは釣合が悪くありて一方よ偏り傾く様になるから國家は危い境界に立ちますけれど前後左右から引いたり押したりする力があれば一方に傾く愛なく真直よ立つは物の常態であるが國家の事もまた同じ道理で國は政府と人民との相引き相押す力の間立てて文明に進むの治をなすものと知り玉へ夫故よ議論のやかましいは愛ふるよは及はず國家の幸福とありす反對の論を立つるものもなく政府の意見次第に萬事を取扱

ふたり人民の言ふ次第に政府がしたりする様での暴風に十分の帆を揚げて走る船と同じく船脚の速にて愉快なれどもふとすると突込んで沈没する憂がありますソレ政治上にも反對の論あるの萬事に過ちなくして進む階梯といふべきものでござる又國會を開きて代議士に立法の事を議せしめられても裁可の權は天子様にありて國會の會期を延引したり國會を解散したり上院に入る貴族の員數を増減したり大赦又の特赦を發して罪人を赦したり外國と和戰の決をしたり勳章を授けたり法律の批准又の不認可の權兵馬の權などの皆天子様の特權にあるから國事を人民に議せしめらるゝとて天子様の御威權を弱くするの殺ぐのといふ事は更にあい譯にて却て天子様の萬事を裁決施行し玉ふ上に御過ち

あき様にする大利益がありますから御安心なされてよし爰に最も能く心得置ねばならぬとの天子様の萬世に保たせ玉うべき御尊榮を計るにつきて行政の責は宰相の負ふ様にする一事なり天子様親から行政の衝に當り玉ひては責の歸する所は怨の集まる所とあるとを免かれず又萬々一も將來名を尊皇に托し帝權を假て威福を恣にする徒ある時は天子様を危険の地に置き奉る譯あり故に天子様の神聖にまして犯すべからざる深遠の地に御位を占めさせ玉ひて行政の責の内閣首座の大臣即宰相の負ふこととすべきこととてござる古より行政の如何につきての時の大臣其責に任じたるは我國の慣例にて攝政とか關白とかの上止めて毫も天子様の御上に及ぼしたることはありませぬまして立憲政體を立られ

國會を開かるゝに至らば行政の責は内閣首座の大臣の負ふ所となさねばあらず向來必如此あるべしと思へり如斯成てこそ天子様の御尊榮を萬世に保全する譯なれ其は内閣の大 臣は保守又は改進黨の主義の人々交代して行政の衝に當るも天子様は政黨に關係なく全國衆民の上に立たせ玉ひて唯正理の有る所にして國民多數の好む所を採用し玉ふ譯あれば内閣の交迭は幾回に及ぶとも國會の解散は數度に至るとも夫が爲に毫も聖徳の増減するとなければなり實に我々は御維新以來無量の御恩徳を蒙りて農工商といへども其身其儘にして功あれば位勳を賜はり拜謁をも許されたり又府縣會は勿論國會の議員にもならしめて大政の利害得失まで議することを得さしめ玉ふ様にされり是等のは我々の祖

先の夢にも知らざる境界にて我々は祖先より幾層倍勝れたる位地に進まして下され僅に二十年以前までは牛馬同様に扱はれし者なることを思へば貴重の人間に生れ替らして下されたる再生の御恩ある天子様にて御歴代中にも別して明治の聖徳を疎略に思ひては人間冥利の盡るものなれば此御恩報じの爲にも天子様の御尊榮を進め奉りて此末社會主義などの惡風が我國に傳染し來て時勢如何に轉ずればとて人情如何に變ずればとて我國人民の身にして天子様の御上に對しては毫厘も兎や角と啄を動かすことの無き様にせねばなりませぬ夫は前にいふ通り萬事に錯誤なく惡をなさらぬば天子様の聖徳あれば大政上萬般の事に付て善あれば天子様の御聖徳に歸し奉り過ちあれば大臣之が責に當る仕組に

するより肝要あることあり如此するは實に天子様の御尊榮を萬世に保全し奉り神聖の御威徳を永遠に傳へて仰ぎ奉る臣民の職分を盡し得たりといふべきことにてござる

甲氏曰く然らば政治上に關する神道教法家の主義の如何に定むるを國體に叶ふものとせんか幸に高論を惜まず洩し玉はゞ獨私共の方向を誤らざるの幸福のみあらず教化する信徒をして皇統一系たる日本帝國の國民たる分を誤らしめざるの大利益あり希くは高教を垂れたまへ

余曰く御尋問の件は大切至極のことながらで一步誤りても國家の害とある譯である故に容易にかやうすべきものども御答申しかねます併しながら私の執る主義の如此なくてはならぬと定めてをりませば一通り御話を致します故に諸君もよ

く研究して國家の爲に御盡力なされたし神職方は甲氏の御論の通り世の先導者として御盡力あるべき職分であれば諸君は一奮發なされて衆教法家の標準とあり神道家は時勢に迂遠なりと嘲り神官の無氣力なりと笑ふ者共を驚かして三千八百萬の者が眠を覺して神道の旭光を仰ぎ見る様にしたいものでござる

甲氏曰く神職に有爲の人の出ざるは耻入ることにて昔から神道家の有力なる者少なきは敬神の主義を取違を己のあすべき事を抛ちて依頼するを敬神と思ふたり闇雲に頭を下げて拜するを敬禮と思ふたりなどする依頼心卑屈根性の終に神道家を無氣力に陥らしめたりありまじやう往事は悔いてかへらねば是から一大奮發をして世上の眠を覺さねばあり

ませぬ夫につきても世上に種々の主義ある中にて我々はいか様に定めていかある手段を以て保持してよいものにや高論を承り度きこととぞざる

余曰く主義を定むるには保守改進急進の三種の中に於ていづれか最も我々の教義に叶ひ國體に合ふものといふ調査をなさねばなりませぬ保守の字義から思ふと何事も從來の仕組仕來の事を改めず古風を保ち守る主義の様なれども左様の譯にはあらず又改進といへば百事を改めて舊來の秩序習慣を破る主義の如く聞ゆれども決してさる意にあらず保守も文明に歩を進むる爲には改むることあり改進も國の秩序を保つ爲には舊慣を替へざることあり唯保守は舊慣を保つ方に厚く改進は改良する方に厚き差別ある譯であります又

急進主義は改進を急にする方にて國の秩序舊慣に泥まらず平等均一を目的とし貴族をも無用とし天子様と人民との間に階級を置ず全國人民の位置を同一にする様の傾きの者とぞざる又此外に社會主義が西洋には流行しますが是は舊來の秩序を丸で破りて財産も平均にして貧富の懸隔かい様に致さねばならぬといふ意と思はれて共和政治の今一步進みたるものにて貧民には都合よい主義であるより此説に肩こむものは多くは貧民とぞざるから日本も此末貧民の數が澤山になれば流行せまいものにも限りませぬソコテ神道の主義は國體を護持し古義古典を保守する上よりいへん保守主義あれど此國體を護持し古義古典を保守するにつきては又一方に改進する所無くては護持保守の功を立ることあらされ

は時と推移りて世に留滞せざる活動をなさねはあらず此點より申せば改進黨をとりべき譯なりされは舊來の弊を改め歩を文明に進むるには改進黨をとること現今の必要にて政府の政界も漸次改進黨の方向に向ふから都合よき事なり國學者の中には舊來の仕組仕來を替へては國體に關するとかいひて古風の追々と改まり廢たるゝを歎息しますすけれど其大切とする古風は建國の初からの仕組仕來り通りなるは稀にて多くは中世に儒學や佛法の盛に行はれし時代に生じた事でありますから國の舊慣は容易に改めてはなりませんけれどもさればとて今日に利益なく文明に進む障礙となるは二千年以前からの事でも替へねば國の爲にはなりません殊に時勢の變りは氣候の變る様のもので制度文物は衣服の

如きものでござれば二千年以前の事を其儘に今日に行はんとするは暑中に五寒の節着たる衣服を用ゐんとする様の譯でござりますすソコテ人類は勿論百般の事物の進歩するは社會の大法にて如此人類萬物の進歩するは天地萬物を創造せし造化の神慮の在る所にて今は古より幸福を増し將來はまた今より幸福を進むるは造化の目的でござる若し造化の神慮が此點に無い譯あらば何故に古今の景況に如此幸福の差別をなしましやう人の情性から考へても昨年よりは今年が利益多かれと希ひ來年は又今年より幸福の増せかしと思ひ我代よりは子の代と行末益幸福の増加を望まぬ者はありませんまい然れば造化の神慮は暫く差し置ても人の望む所は行末益繁昌して幸福の増加を希ふ譯あれば改進黨を取らで

はその希望を達することはありませぬ若し人類萬物の依然として進歩することないならば世界の景況は天地の初も今日も變異はあい譯あれど人の望は限りあいのにて拾を得れば百を望み百を得れば又千を希ふ情があるから世界は益開けて不便は變じて便利とあり小福は變じて大福となることとてとざる古典に天神の勅もて伊弉諾伊弉册の二神に此漂へる國を修成せとあるは此より以前は物毎の成たぬ世界なりしを二神の修成し玉ひしより人類萬物の追々蕃殖したるは疑ひなき事にて須佐之男神の船を造りたり木種をまきたり天照大神の稻種を保食神のもとより取寄せて作らせたる養蠶をはじめたり大國主神の國を造りたり湯泉を開いたり醫藥禁厭の法をたてたりあされたるは當時ある所の事物

に足れりとなされず益國の富む様に愈人の幸福を増す様にどの神慮より既にあるものは害を除きて利を増しいまだ無いものは作りはじめて幸福を進めなざる手段を盡し玉へるものにて今日の人々の在來の物事に安んぜずして一層開明に歩を進むる道を開くと同じこととてとざるされば天子様を尊敬して忠義を勵みたり人民相互の幸福を増加することに力を盡して國を富ましたりする目的は變じてはならず替へてはなりませぬが其目的を達する手段と方法とは時に從ひて宜しい様に設けて運ばねばなりませぬ神を信仰するも神代に神々があされた通りに今日行なはねばならぬといふ譯ではありませぬ事に觸れ時に應じてあされたる神の御所業は主眼たる目的を達するに其時には左様なされねばあらぬ

からの事にて今日は其時代と大なる相違あることであれば
 國を利し人を益しおされる神慮を心として其目的を達する
 方法は今日は今日に適ふ様にしてゆかねばありませぬ夫故
 にこそ神習といひ神隨といふも其御心の目的とし玉ふ所を
 手本として習ふべき譯にて何も古風を守らねばあらぬとい
 ふことではありませぬ夫に何ぞや神道者の中には古風とい
 へば悉く其儘に守らねば國體にそむくどか神慮に叶はぬと
 か思ひつめて文明に進み開化に移るを嫌ふは其人の志は神
 慮にかなふと思ふてありませぬやうあれども實は燕や雀など
 の大鵬の心を知らぬといふと同じく神慮を知らぬからのこ
 とで大なる間違ひでござる

甲氏曰く改進黨主義を取るべき御論は詳に分りましたが其改

進黨主義を達するには當時節にては何を改め何を保ちて宜し
 いでありませぬやう

余曰く一席の御話には一々申し盡し難きのみあらず時勢の
 變遷するに應じて宜しきを制せねばありませぬから先主義
 の大綱を定め置きて其餘は時に應じて取扱はねばなりませ
 ぬソコテ左の箇條にて主義の大綱を定めたらばよいと思は
 れます

- 一 天子様の御尊榮を保ち人民の幸福を全くすべき事
- 一 自他の權利を堅固にし國權を保持すべき事
- 一 慈惠勤儉の氣風を養成すべき事
- 一 民力を養成すべき事

甲氏曰く希くは毎條に説明を加へられて詳に其主意のある

所を示し玉へ

余曰く毎條の説明をきせば一席の談話にて盡すべからず然れども折角の御尋あれば主意の大略を御話申すべし第一條の天子様の御尊榮を保ち人民の幸福を全くすべき事とは日本帝國の精神にて第二條以下の如きは皆此一條の主意を實地に施し得るの方法に過ぎず今一言を以て先づ其大意を説明すれば人民の幸福をさへ得れば日本は共和政治とあるも天子様は如何様にをかりかざるゝとも之を顧みずとの趣意にわらず又天子様の尊榮さへ保ち得れば壓制束縛人民は牛馬同様の取扱を受けても之を顧みるに及ばずといふの趣意にわらず一方にては天子様の御尊榮を保ちて合せて人民の幸福をも得一方にては人民の幸福を得て合せて天子様の御

尊榮をも保つとの主義であります即ち帝室の御尊榮と人民の幸福とを二つながら失はざるの主義と視て宜しき譯で御座る古來よりの事蹟を考ふるに東洋諸國にては動もすれば天子様の御尊榮を保ては人民の幸福を顧みるに及ばざる趣意の者も御座る又近來の西洋諸國中には人民の幸福をさへ得れば天子様の御尊榮を顧みるに及ばぬとの主義も随分流行して居ります右の如き主義とは反對にて私の第一義と心得まするは上は天子様の御尊榮を保ちなから下は人民の幸福(共和制國の人民も及ばざる程に多く)を得たい主義であります又表面規則の上は兎も角も實際に於て帝室の御尊榮を保つと共に人民の幸福は十分に全くし得らるゝ者と考へ居ります私考にては此條の精神は苟も日本國民たるものは保

守にても急進にても其主義の何たるを問はず必持たねばありませぬ此精神なくては身は日本帝國に住みても心は他國の籍に轉じたるといふべきものでござる何故かといへば日本帝國の成立は皇祖の勅を以て天子様の御系統一筋の糸の如く混乱なく萬古一日の如く治め玉ふべき國體と定まりて左様に國體の定まれるといふものは萬民心を一にして共奉する所即ち國家を維持する柱をたてなされたる譯にて國民をして上を犯し凌ぐ心を生ぜしめざるは國家を保つの基礎であるからの事てござる是が外國の如く人民の中より有力者が出て君主となる様にては君主の代る毎に戦争は免かれず人民の上を犯す惡風なく北條や足利の如き者にては天子様の御位に望をかけぬは外國に比類なき國體てござる政權は

己の手に握りても天子様は上に戴きて天下を指揮せねば國民が承知せぬ國風は天子様の御祖先の君と立ち遊はされし初發に此國の主と立なされたる大國主神の種々の辛苦を積み重ねて漸く國を開き民を治めなされたるのも皇祖の勅によりて故障をいはず速に政權を奉りなされたる御遺徳の然らしむる所にて若しも其時に大國主神の日本國萬世の爲に上を犯すものなき忠君の國風を作り置かんとおの思召があらば國民の尊上の心もかくの如くはありやなしや何とも申し難き事てござる大國主神の吾若し防がば國內の神皆防がん今吾去り奉れば誰か腹せぬ者あらんと仰せられたる通り全國舉りて服従したるを以て見れば若し其時に防ぎなされたらば輩下の者は皆大國主神と共に矛を持ちしかも知れ

ません大國主神の大功ありて仁愛の徳は國民をあつけ武勇
 は服さぬ者かくして全國の人心は大國主神の向背によりて
 定まるといふ所あるに大功を以て傲らず武勇を以て争はず
 速に天勅に應じなされたるは天子様の萬世の大幸福のみか
 らず國民の永遠に國を誤らざる大恩徳と申すべきものでご
 ざる然れば日本國の精神は忠君の精神あれば國民たる者は
 大は國家の爲小は一身一家の爲になす事の上にては假初に
 も此精神に悖ることありては天子様の罪人のみならず國民
 一般の罪人にて皇祖又大國主神に對しても罪を犯るゝこと
 ならぬものでござる千古よりの國體を動かさずして一方に
 於て人民の幸福を得んと欲するには民安からざれば君尊か
 らず君尊からざれば國體を失す故に天子様の御尊榮を保ち

なされば人民も幸福を全くし人民の幸福を全くすれば天子
 様も御尊榮を保ちあされ一方の御尊榮と一方の幸福とが消
 長を共にする事譬へば影の形に従ふが如し故に天子様の御
 尊榮を保たんとすれば人民の幸福を全くする様にせねばな
 らず人民の幸福を全くせんには天子様の御尊榮を保ちあさ
 る様にせねばありませぬ又天子様は人民の上に立さなざる
 こと故に天子様を奉戴する人民の力の強弱は上に立ち玉ふ
 天子様の御尊榮を保持する大關係のあると譬へば家宅を保
 全する力は基礎の強弱にあると同じ然るに維新以前外國と
 交際なき時代は無風の日の如きもの故に基礎は強固になく
 ても家宅の轉倒する憂はなけれども外交劇しき今日は大風
 の吹起た様のものあるから基礎が丈夫でないで家宅の轉倒

は免れませぬ夫故に中古人民の無智文盲無氣力あれば治め
 易しとて壓制するを以て天子様の御威光とし政界の得たる
 ものとせし時代とは變りて今日は人民の智を開き氣力を増
 さしめて政治上の利害得失を論ずるを許し權力を堅固から
 しめねば天子様の御威力も決して輝くことは出来ませぬソ
 コテ人民の權力が強くなれば天子様の御威光が落る様に思
 ふは無風の日の考へを以て大風の時に安心するも同じ譯に
 て大なる心得違であります弱兵の上に立つ將校も強兵を支
 配する將校も將校に異りはあいけれども其支配する兵力の
 強弱は即ち將校の強弱の差別ある所でありまじやう如此譯
 あるから人民の權利を強くし人民の位置を高くせねば其上
 に立ちあさる天子様の御尊榮を保ち御威光を増すことはな

りませぬ仁徳天皇様の勅に民富むは朕富むありいまだ民貧
 にして君の富むはあしと仰せられたるは御格言にて言を換
 へて申せば民の權力強きは君の強きなりいまだ民の權力弱
 くして君の權力強きはなしといふべきこととてござる是にて
 天子様の御尊榮は人民の幸福と相伴ふて離れざるものなる
 事をよく御承知あるべしソテ人民の權力の堅固にな
 らねばなりませぬから或部分は強く或部分は弱いといふ差
 別が立ちては彌張り天子様の御爲にならず國家の不利益で
 ござる其譯は家宅は建坪内の地盤惣體の力にて持つものな
 る故一方の柱礎は丈夫なるも一方の地盤の弱ければ必弱い
 方は潰れまして家に傾きの出来ると同じものであれば人民
 の權力は東西南北何方の者も同じ様に堅固にして國により

人によりて強弱のない様にするは天子様の御爲あり國家を
 總持合にして維持することが出來ます此釣合は誠に大切
 あることとてござれば偏頗のさい様にせねば同玄人民にして
 幸不幸の差があるのみならず國家の爲にあらぬ譯でござる
 加之國家を保つは人民總體の役目にて私は否といふても租
 税は納めねばすまざ兵には出ねばあらぬことにて汗水をた
 らして儲けたる金銭を出し命を資本にして兵とありあがら
 も何事も御差圖次第にて私は違背はせぬといふ意氣地をし
 にては働かるゝ壯健の身體を持ちあがら働くはいやといふ
 懶惰者と同じ是も國は銘々の安住する家であるといふ譯の
 分らぬからの心得違ひが本とあるからの事なる故此國は日
 本人民といふ親類の同居する家にて同居人の損得は國の利

害といふことを知りて租税を出したばかりでなく兵に出る
 のみでかく同居人總體の爲にあるとかならぬとか國の興廢
 にかゝるとかかゝらぬとかいふ事につきては自分も一考を
 していはねばならぬと奮發すべき事とてござる如何ある意氣
 地ない人にて同じ代價を拂ひながら他人は相當の品を受
 取るに自分のみは品物を貰はぬ時の憤り出すに相違ありま
 せぬ政令を能く守るは人民の順良ある美德にてはあれど去
 りとて國事は銘々の論すべき限でないと身外の事に抛つて
 顧みぬは國家はいか様に成行ても苦しくさいといふも同じ
 理屈にある故誠に不人情の極でござるさればとて我身勝手
 の事をいひ募りて政府に手数をかけたり他人の妨をなして
 さらぬの勿論の事あれども天子様の御爲を思ひ國家の爲に

思ふことをいひ望むことを論ずるは國民の役目にして忠君愛國の精神の許す所あれば敬神の志厚き人は一層奮發せねばありませぬ商賈繁榮無病息災家内安全と我身の慾のみならず立て祈禱をしたり宮參りをするのみが敬神の務にてはとざらぬ國體を定めなされたる神慮の目的を明かに心得て其目的の萬世に貫きて動かぬ様に勤むるが近くは今の天子様に忠義とあり遠くは神様に事ふる道でとざる是等の事は諸君の職としてよくく人民を教へ導きなされねばなりませぬ

甲氏曰く第二條の主意の如何

余曰く自他の權利を堅固にし國權を保持すべき事の凡前條に述べたる主意にて分ることあがら先づ一言を以て之を説

明すれば人民各自の權利を堅固にして犯すこと能はざる程に至らしめ其權利を愛重するの心を以て愛國の精神を養ひ國權を保持するの趣意でとざる随分人民の權利を顧みずして國權を保持する國柄も世界中には之れある事ながら右は元正當ある人民銘々の愛國心より生じたる國權の光りにはこれあくいはし附け焼刃と申す類あれば私の考へにては先國人銘々の權利を堅固あらしめ其愛國心を盛にして以て國權を保持するの意味なり元國權と申すは外國に對立する我國の權利でとざる人と人との間には相互の權利ありて犯さず犯されずして各名譽も汚さず實利も損せぬものあれば甲國と乙國との權利に強弱があれば弱き國は強き國と同等の場合に立つことの出來ぬは譬へば角力の大關と幕下とは腕

力の強弱と手術の巧拙に差異あるから位置の區別あるに同じく貧者の富者に使はれ富者は貧者を自由に使ふも貧富の別あれば同等の人あがら使ふ者と使はるゝ者との差異を生ずるが如しソコデ他國の世話にあらざ一國の力にて國を保つを獨立國といひて他人の厄介にならずして自分の働きて家を持つが如きものでござる故に國權は一國の名譽を保ち實利を失はぬ根本となる譯にて之を損すと保つとによりて國の興廢は分るものでござる國の權利は大切なるものにて一度他國に渡しては容易に挽回のならぬとは舊幕府の時に外國と條約して治外法權海關稅などの權を彼に與へたから條約改正はなかゝの骨折ではござらぬか此條約改正を遂げねば日本帝國の獨立は保つとはなりませぬから國權

の振張には國民總體の力を以て盡さねば國の耻辱之より大なるはありませぬ國と國との交際の爲には萬國公法といふものがありまして強弱の別によりて損益を生ずる様の不公平は無い様なれども其實は國力の富強は公法を左右する力ありて手前勝手の理屈をつけ甚しきは公法も何も無頓着にて遣付ることは強國の常態でありますから油斷はあらぬこととてござる或人は日本は小國にて所詮獨立の力あるにあらず畢竟交際國同士の悋氣にて今日の安寧を保ち他の一強國の爲に左右せられぬものありと論ずる者もあれども一強國の有とあるも交際國一同の共有屬國となるも國の獨立を失ふには差異は無い事あるが日本は小國とて富強ある英吉利獨逸佛蘭西などに比らべて大層ある相違もかく人口は三千

八百萬もあり面積は二萬四千七百九十四方里もあり加之土地は瘠たるにあらず氣候は惡きにあらずれば物産は幾許も蕃殖するを得て四方に海をうけたれば水産を盛に起し得らるべく殊に國の位置は東洋の咽喉といふべき所におれば歐米各國の東洋諸國に通商の利を求め國權を張らむとするにも日本ほど關係の大あるはありませぬから三千八百萬の人心が一致して奮發すれば平時は物産を蕃殖して國を富ますことも出来べく事あれば國を護るに足る兵力は無いとは申されませぬ憶病ある人の自分の影法師を見ても魔物かと思ふと同じく勇氣の振はぬ時には外國の恐嚇に驚かされたり外國人も憶病なるに付込みて恐嚇をいふ事もありまじやうから國民の勇氣を振はせぬば國を富ますにも兵を強くす

るにも所詮目的を遂げられませぬ日本は小國なりといへども英佛獨など、甚しき差異あざれば國民一致和合して獨立を保たんとせば諸強國も恐るゝに足らず交際國同士の情氣によりて僅に一國の有たるをば免かるゝも共同屬國たることを免かれ難きに至るを思は、他に手段あるべきにあらず唯國民一致和合して國權を振張するにあるのみ然るに國權の國民の權利の集まりて成るものあれば人民各自の權利を重んずるの風を養ひ國權の振張に及ぼすべき順序に従はねばありませぬ譬へば分子の抱合して一物體をなすに分子の抱合力強ければ物體の堅固あると同じ故に國民の一致和合をはかるゝ實に國權を堅固にし國の獨立力を強くするの基礎でござるソコテ國民の一致和合を厚くするゝ人民相互

の権利を重んずる風を養ひ人々互に権利を重んずるに至れば國は即ち國民の権利を保つ城郭にして國權堅固ならざれば自己の権利もまた堅固あらざることとを辨ふるに至るから國民相互の権利を重んずるの精神厚きに趣くに從ひて國權の重んずべきを知りて一致和合して一團結をなすは必然あり故に政府にして國民の権利を伸ぶる道を開かざるは國民あるを知りて外國あるを知らずといふべきものにて壓制束縛の力はよし國民を制し得るとも外國に對して毫も其力を及ぼすことのならざるのみならず人民を壓制する權力の強くあるに從ひて外國に對する國權は弱くあるべきものでござる夫故に政府施政の主義を公けにして國民に方向を示し言論自由の道を開きて國事に關する利害得失を論ぜしめ務

めて輿論に從ひて治を計るは官民一致和合の根本にて即ち全國の人民をして權利を重んじ一致和合して國の獨立を保つるの要法でござる皇祖の天子様を立玉へるも人民を壓制束縛するが爲にあらざり人民を愛して權利を伸べしめ人生の幸福を保たせんとすの御主旨なりと窺がはれ大國主神の邪神を掃平し人民繁殖の道を開き玉へるも少數者の爲に多數人民の不幸を受るを救ひたまふものあれば神道の擴張に力を盡す者は人民の權利を伸ぶるに障礙するものを除き愛民の神慮を遂げん事を勉めねばかりませぬ然れば言論集會の自由を與へて甚しき害に於る事なければ禁制をせぬ様に仕度きことにて此仕懸にすれば政府と人民との間に傳話機をかける様の者なり又民間の事態事情の映寫する寫眞鏡をかけ

て置くと同じく外形に顯はれたることは勿論内心の思想まで知られずといふこと無き大便利重寶あることありて實に政府の利益は大なるものでござる政府と人民との間情意の通ぜざること無ければ互に思ひ違ひなく氣を悪しくすること無く雙方の親しみ厚くありて國事の圓滑に行はるゝ良習慣をみすべく別して我國の如く人民の數千年來國事を重んずるの心薄く一切政府のみならず人民の上にもわを一洗し護國の任は在政府の人のみならず人民の上にもあることを知らしめ忠君愛國の働をなさしむる利益甚大なるべし或は斯の如くせば輕躁過激の徒をして言論を恣にし治安を害することあらんとの心配もあるべけれど人民の言論にして非ある者は政府は其非ある譯を指示して論辨し治安

に害ある者は法律に照らして處分すべし之を憂ひて言論を自由ならしめざるは人民よりも政府の不利ある譯でござる殊に言論を自由ならしめざるが爲に國の不利益を知りて傍觀して論ぜざる者をも生ずべく又之が爲に却て激論をみし現内閣を倒すにあらざれば國事を誤るとし遂に言ふべからざることを放言し爲すべからざることをなす者無しといふべからず是水の溢るゝや流るゝの道なければ其力能く堤防を崩して流るゝ道を作るが如きものなり別して名譽心の熾なる者は政府の禁制する所世人の容易にせざる所は好んで之を行ひ之に因て人心を得て身を立んとするが爲に故らに激論をなす者ありとせず言論を禁ずるも之を自由ならしむるも均しく激論を鎮定する能はずとならば寧之を自由なら

しめて人民の言論を聞き政治上萬一の過ちを補ふの用に供せん。時の宜しきを制する政略にて又大臣の徳義心と其度量大あるを明示する者でござる人誰か過ちなからむ。又誤聞なからむ其過ちありと認めて論告する者あらば論者の利にあらず。過ちある者の利なり其過ちとする所にして論者の誤聞あらば言ひしめて之を聞き詳に其實を告げて無根の事の爲に信を失ふこと無き様にするがよい譯でござる。禹の洪水を治めたるや水勢に抗らずして其流れんとする方に流し溝渠を通じ堤防を築きたるに因て治功をなせり。今民間の激論を鎮めんには言論を禁制して人心を激し政府に抗する力を起さしめんよりの言論を自由ならしめて人民の望む所に任ずるに過ぐるの無かるべし。荏苒改めずして人民の欲する

ことを禁制せば人民もまた政府の許さざることを強ておさんとするの悪風を生ずべくして。獨今の政府の爲に取らざるのみあらず。國家の將來に悪習を作り出す恐あること。でござる。然れども今日まで政府が言論集會を自由あらしめざるも亦或は在野有志者の自から之を招きたるの形跡あきにしもあらず。何とあれは有志者の論ずる所にして動もすれば理に走りて實に遠ざかり過激にして親切ならず其行ふ所もまた輕躁にして着實ならざるが如き。往々之ききにあらざればあり。凡そ事を論じ之を行ふに其理正しきに似たりとも實際に益なきことあり。又利ある事といへども緩急其時を誤れば害を生ずるも少なからず。然るに有志者の建言又は意見を述るに於て動もすれば過激にして着實ならざる者あらは果

して國に利あるであらうが如何哉と危ふまるゝなり恐らく
 の將來一事件ある毎に人心を激昂輕躁ならしむるの術を作
 るにてはあるまじき歟一概に國家の大事は常に激論にあら
 ざれば利亦く躁急ならざれば期を誤つといふ譯にもあるま
 じ力の及ぶ限りは圓滑に政治を改良し爲し得らるゝだけは
 飽迄も耐へ忍びて着實に成功を期すること當然の道行ある
 べけれ然るに若し其盡すべき手段をも盡さずして一身の功
 名心に動かされ實際に行はれしむべき筋道にも由らず其説
 の容られ易き手段をもなさずして徒に論旨を急激にし恐嚇
 の舉動を示すに至らば國人一般の爲に疎み忌まるゝの恐お
 きにもあらず斯の如くならんは誠に惜むべく又憾むべきの
 事といふべし別して名を有志者に假り不當の事柄を以て思

慮なき人民を煽動し人民の希望斯の如し輿論の欲する所此
 通り抔といふが如きものあらば徒に人心を輕躁おらしめ政
 治上のみならず商工業の上あり農業の上あり世間一般の事
 に関する惡習を養成するの罪亦通るべからず斯の如きは誠
 に慎まねばおらぬ事とぞざる

甲氏曰く第三條の主意は如何

余曰く慈惠勤儉の氣風を養成すべき事を主張する所以は其
 大意は下の如し抑も一國の盛衰は其國の風儀より生ずる所
 の結果なり富者には慈惠の徳あり貧者には勤儉の徳あるを
 以て是を一國風儀の最上なる者とす此風儀が行はれざるに
 於ては如何に國人の憤激心が盛かればとて到底からりきみ
 の國となるに過ぎず其實力は決して之れおき者あり熟ら近

來の世態を見るに貧者には勤儉の徳遍からざるが如く富者には慈惠の心多からざるやに見受らる此邊は御同様に深く注意すべき事あり殊に我々の如き教法家は廣く世上に慈惠の主義を傳へ窮苦の民を救ふを以て己れ自からの任とあし又世人をも其方に勸誘すべき筈の事あり政治上を離れ一人の常行としても一方には勤儉を行ひ一方には慈惠を務るの徳を國人に養はしむべき者あるに別して一國治安の上より考ふれば尙更慈惠勤儉の二徳は今日必要の場合と思ひます我國の現状を見るに貧民の増加は年に多く公賣處分を受け住むべき家亦衣食に充つべきもの亦く妻子離散餓饉に迫る者あるは實に見聞に忍びざることとてとざる此通ある貧民は懶惰にして働かず自から陥りたる者のみにはあらず多

くは業を營むも妻子を養ふ程の金は得られず田圃を作るも租税を納めたる殘金にては生計を立てるに足らず勞役を厭はぬも使用して呉れ得べき備主亦き等の不幸の爲に強壯ある身體にて辛苦に堪る力を持たず此慘狀を免れ得ざる徒あれば畢竟貧民の増加は地方に事業振はず物産起らざるの致す所なれども亦公費の賦課法宜しきを得ざるに因るもあるべし兎も角も此通り貧民増加し無職の者多くあるは國の富を作り出すべき勞働者の業を失ひたるにて獨貧民の不幸を憐むのみならず國の爲に哀むべきこととてとざる早く救助して業に就きて自活するを得せしめざれば遂に不善を爲すこと免れず禮節を知るも衣食足るの後なり老人の饑渴を見幼兒の食を乞ふて泣くを聞く其身にては實に腸を斷つ情禁

ずる能はず悪と知りつゝも悪をなさない能はずして人を害し身もまた罪を得るに至る者も之れあるべき譯でござる加之西洋諸國に於て社會主義の専ら貧民社會に流行するを見れば其主義の感染し易き貧民の増加するは實に忽に思ふべからず論者に因ては貧民を救助するは婦人の仁にして到底救ひ得らるべき者にあらず且必しも之を救助するに及ばずと論ずる者あり余は如此論者の文明の主義は人情外にあるかの疑を生じ政治をなすの本旨は富豪者をのみ保護するに止まりて細民に及ぼさないものなるやの迷ひを起した程の事でござる近年歐洲にて細民結合して社會黨を生じ動もすれば富者及び政府に對し不穩の舉動をなさんとする形跡あるは畢竟其救助法を立つべき責ある政治家などが如此き論

を爲すより細民の方にては止むを得ず此不善をなす者の起ることあるべし然れば我國の貧民社會に此惡風の傳播せざる今日に於て禍を未萌に防ぐの備なかるべからず其備たる他にあらず貧民を救助して業に就かしむるに在りと思ひます幸に各地に慈善の志ある者少からず貧民救助に力を盡す者あれば人民保護の任に當る政府に於ては慈善家を獎勵して授産の法を設くべし士族の貧困ある者には授産金を賜はりて特典を蒙れり獨士族の貧乏救ふべし平民の貧乏救ふに及ばずといふ理は萬々あるべからず若し政府の關係する能はざる事あらば天子様は父母たるの地位にましまして赤子たる人民の貧困に迫るもの少からざれば之を救助して業に就かしめたまふ様に有らまほしきことでござる左様に天子

様より救助の法を立たまへば救助の利益は人を活かすに在るのみならず民心を帝室に收攬して尊敬愛戴する情を増進せしむること大なるべし素より幾百千年を經るも貧民なき社會のあるべからざれども貧富の懸隔の餘り甚しく常に貧者の多數を占むるは悦ぶべきことてなく富者も其害をこそ蒙れ別に益を受ることなし然れば貧民救助法を設けて業に就かしめ此機會を利用して勤儉の氣風を養成するハ我國永遠の福祉を作るものでござる如何ある良法も之を行ふに機會を以てせざれば人心を感ぜしめて實際の利益を起すの力甚弱きものなり今や貧民増加し其部類の者は概するに金儲をするに巧に働くの智力なくして不幸に陥りたるが多きに居るべしといへども其意中を察すれば往事を顧み某の事有

し時に如此あしてあらば今日の辛苦には陥らざりしからむ彼の一件に當りて益働きたらば斯の如き貧なるには至らざりしからむ少しく餘裕ありし時に浪費せざりしからば營生の資なきに苦しむことなからむあど種々の考を起して幾分か勤儉の方に心を向はしめたる者有れば此機會を利用して一方には就くべきの業を授け一方には勤儉の氣風を養成せば金儲せんと欲するは人情の常にて別して其道なきに苦しむ貧民あれば競ふて進むこと譬へば流るゝ道筋なき水をして下流を開きて導くが如き有様あるべし然れば救助の爲に費す所は多きも外形の修飾の爲にする一時の費にして毫も將來に利益を生ずることなき類にあらず即ち我國の富を作るの資本と費す者でござる勤儉の大切なるも今日の貧

民は懶惰なる者のみにわらず辛苦に堪へて勤めんとするも日々の衣食をさへ得るに苦しむ程の有様なり此貧民に説くに勞を厭はず働くべし費を節儉すべしといふも既に働くところの如きも日々の食を得ること難く何の殘餘ありて節儉すべきものあらむやと答ふるは無論なる有様なり一時奢侈の風流行し常用品の一につきても在來の物にて用の足るも新形の物を用ゐざれば他人は彈指し吝嗇として嘲笑ひ自分もまた無い懷にて無理ある金策をして買取らねば面目なき思ひをなしたる有様ありしは都鄙一般の風なりしが貧民増加の原因も幾分か此風の吹起したる事なるべければ勤儉の氣風を養ふに實に必要にて彼英人の一時の事のみを心掛けずして少々宛なりとも落付たる事業を始め朝から晩まで弛ま

ず絶へず我工事を勵み脇目もふらず一心不亂に唯仕事大切と働く風俗を養ひ度きとてござる或は氣のきゝたる著しき働きぢいから間の抜けたる様のこともあるべけれども何事にも根強く始終かはらず仕遂る風之によりて養ふ外はなく之れより其基固くして確あるとはぢい譯でござる大山師の目立つ働きぢとして一時に大金を攫み取りにせんとする様の風は實に恐るべきことにて人々此風になり僥倖を當にし騒ぎ出す時は眞身に仕事に力を入れざる様になりて一國の人心を輕佻にする弊害の即ち文明の事物を取捨する國の改進を計る上にまで及びて政治上の一大妨害物を作るに至るべきこととてござる政治上の議論をして輕佻過激の害を防ぎて實着圓滑ならしめんにも國民の營生上即ち日々の仕事

を勤むるに僥倖を望まず實着に働くの風を養ふにあり然れば今日の貧民を救助して勤儉の氣風を養ふは我國永遠の福祉を作るものあれば一時其費の多くとも惜むべからず又授産の法につき或論者は海外に殖民地を求めて貧民を移し新日本國を造ること英國の印度佛國の安南東京に於るがごとくせば無用の貧民を利用して有用の勞役者に化せしむることにて貧民に生命を保つ地を與ふるのみならず本國たる我國の金庫を作るものありと論じたり此策或は然らむ然れども今日の急を救ふに小より大に及ぼすの法を以て先左の如くせば可あるべし北海道は勿論東北には開墾すべき山野多く物産を起すべき土地少からざれば先之より着手する様にし又改良を加ふれば莫大の利益を生ずべきものも多け

れば夫等の事物を改良することとし政府にてあし難きことわらば幸に帝室は恩惠の淵源として人心を收攬したまふべきことなれば未開墾の山野を帝室の御料とし貧民を使用して開墾し稍作物の仕付をあすべきに至れば年限を定めて貧民に貸與へらるれば授産の恩甚大なるのみならず帝室の御財産も之によりて増殖するを得べし又貧民自活の法を設けたきことなれども何事も資本が肝要なる故に貧民自活の法を立るにも資本の得易き道を開くこと第一の急策なり傳聞くに佛國には質屋は政府の設立として利子を低くし典物を流さず貧民の便利を計る法ありと今此の法を學びて質屋を設けば營利の爲に人民の設立すると同日の論あらずして借得る金額多くして利子少く加ふるに典物を流さざるの便

利は貧民を救助するの効力極めて大なるべし是直接に金を貧民に與へて救助するにわらず即ち貧民の生を營むの資本を貸付る法なれば貧民を懶惰からしむる様の憂なく貧民は業に就くの資本を得易く政府もまた幾分の歳入を得るに至らむ又各地に貧民工作救助所を設け貧民の製造する物を買入るゝ法を立て少く價を高く買取て遣らば一方には營業の獎勵をかし一方には徒に金を費ずして救助するの利がありましやう然れども政府の公費を以て此策を行ふは如何哉の疑あきにもわらねば之を私設の性質とし天子様より恵恤金若干を賜ひ其餘は慈善者に勸告して資金を出さしむべし是等の法にして宜きを得ば貧民を救助し勤儉の風を養ひ民心を帝室に收攬するの大利益あるべし本條の主旨を主張する

は箇様の譯でござる尙此外にも救助法はいくらもあるべし

甲氏曰く第四條は如何

余曰く民力を養成すべき事といふ主意は御維新以來國費の多きは當然のことにて文明國たる歐米諸國に交り國權を失はざる様にするには制度文物から百般の事柄國の富強を進むるに必要あるものは我の不便利あるは捨て彼の便利なるを取り我に未だ無きものは彼に學びて起し別して四面海をうけたる我國には海軍を備へ海防を嚴にせねばあらず其費を惜んで躊躇すれば外國と對立することあらず去とて國民の貧富の度を見れば外國の如く富裕あらず國の體面を汚すまいと欲すれば國民の堪へ難き金額を徵集せねばならず國民の懐のみを考へては何時までも國の體面を保つことあらず

ず實に今の政府は苦心痛胸ある者なり加之人民の方にては
 國と國との上にかゝる大事の辨へぬ者多く動もすれば御維
 新以前のことを以て今日の租税のことを論じ我懐から金を
 出さねば國の如何にあるとも無頓着ある様の徒も少なから
 ず手前勝手の不平等をいふたり國税として出さねばあらぬも
 のも隠さるゝ丈は出すまいとする様の有様あるは智慧のな
 いのか吝嗇なるのか何にしても我身知らずの心得違ひでこ
 ざる國家は我々の生命財産權利を納めたる藏庫といふべき
 ものにて國家破るゝ時の其中に納めたる生命財産權利を保
 つことはありませぬ我々の家の藏庫や納屋にしても破損す
 れば修繕し締を固くするは藏庫納屋の外見を美麗にする譯
 にて無く其中にある品物が大切に雨露に濡らしたり盜賊

に取られたりしてはあらぬから金銭をかけて修繕する譯な
 りソコデ國は即ち我々三千八百萬人の掛替あき生命財産權
 利といふ大事なる品物を納めたる藏庫なれば十分に修繕し
 堅固にして置かねばなりませぬ是まで私の藏庫の盜難にあ
 ふたる事の無いからとて盜賊の仕様が巧にありては普通の
 錠前でハ安心ならず板構のまゝでハ懸念なるから取替て堅
 固にせねばあらぬことなり今日の如く外國と交際する時節
 になりては昔のまゝにて安心しては居られざることにて全
 體外國人は宗旨を信仰する心深く其教誡には人を愛するこ
 と己を愛する如くせよといひ盜をあしてはならぬといへば
 能く守り慎みて惡事のせぬ者と油斷のある譯ならず随分巧
 に他國を奪取るから外交の繁き時勢になりては先方にて欲

しく思ふて目をつけても取るべき間隙のない様に堅固にして置くが上策でござるソコ御維新以來國の修繕が始まりて堅固にすることあれば費用の出所が幸い爲に不十分の修繕をして置くことのない様に物品の持主たる我々三千八百萬人は張込んで出金せねばなりませぬ併ながら商賣の資本も何もかも其方に張込んでおは藏庫の丈夫にありても營業の資本に差支て十分の働のならぬことは譬へば藏庫を修繕するに其中に入れて置くべき物品を悉く賣拂ひて費用に充たると同じ藏庫を堅固にするも品物が大切なるからのことなれば釣合を取らねばありませぬ然れば今日國庫の歳入の釣合は重きか輕きかといへば外國に比べては僅少にて二十年度豫算の國庫の歳入の七千九百九十三萬六千八百七拾圓に

て人口一人に對しては貳圓九錢五厘に當り西洋諸國にては佛國の一人前拾九圓貳拾九錢五厘なるが尤多分にて魯國の四圓九十六錢三厘あるが尤少なきなれば日本の歳入の一人前魯國の半割よりも少ない方でござる斯の通り内外國の比較を取りて見れば我々は樂なる方にて外國人は難儀なる方なれども我國は御維新以來新たに店開きをしたる國なるから物品を製造する爲に器械も拵へねばならず愛顧主と交際の爲には種々の仕構もせねばならず支店も諸方に設けねばならず商賣巧者の人も僱ひて店の者に習はせねばならず一切の道具器械から商賣の仕組掛引の規則などを定むる最中に未だ農商工の業振はず物産起らぬ故に出す方は多く入るものは少なきは店開きの初は免かれぬことなれども今暫

くは辛抱して古道具にて大層の害あきは新規に拵へずで済し愛顧主の歡心を得ねばあらぬとて古くから得意多き老舗と同じ様に何もかも一時にせず一歩づゝ進む様にせねば店構は美麗になりても諸道具類は澤山に出来揃ふても入費の續かぬ所から中途に廢せねばあらぬ大變の起るまいものにもあらずソコテ今暫くは國費を省き民力を傷はぬ様にして初一年にて盛にする見込なりしものは二年かゝりてもよいから中途に蹉跌の無い様にし度き事てとざる政府にて何事も一時に入費をかけて輕卒にすれば其風は下にも移りて人心の輕躁になりて辛抱強く着實に働かぬ様に必ずなりまじやうから國の爲には深く思慮せねばなりませぬ政事家の弊は大事に誤らずして小事を忽にするの積るにあり人民の過

ちは小事にあらずして大事に眼のとゞかぬにあれば互に能く戒めねばありませぬ封建の時は物種税にて金納にあらざる故に人民は甚苦痛に感せず加ふるに地方分權にて一國一藩限りの政を行ひしから地方の資金は常に地方に留りて他に出不ず今は租税は金納とあり中央集權の制とありし故に地方の資金は年々其地を去りて其地の殖産商法の資金に融通することあらずソコテ租税は封建の時より減ずるとしても地方の金融の悪くありて困難を免かれ得ざるの道理なるに租税もまた昔は僅に田圃にかゝる租を納て其他の税の無きに均しく冥加金などの名目よて出金せしも資力ある者に止まれば一般の人民に苦痛なく勞力を以て藩用を勤めしことあれども徴兵に應じて就役する今日の如くならず然れば

資金の地方を去るさへ困難あるに種々の税あり又地方税町村費なども十九年度の地方税収入千八百九拾貳萬八千三百貳拾九圓にて十八年度の區町村費収入千四百貳萬五千貳百九拾三圓ある故に政府にて諸般の事いまだ整頓せざるが爲に歳出すべきもの多くして歳入の少なきを感じれば人民の手許も物産起らざるが爲に出金と入金と相償はず苦痛を覺ゆることを察せねばならず其外に道路改造なり學校建築なり郡衙警察署などの建設あり公然賦課するにわらずして寄附金の名義を以て出さずるも少あからず但地方税町村費の如きは人民の手を出るも尙其地方に留まることの多きは地租國税金の國庫に藏まるが如くならざれど地方人民の困難の甚しく其中にも別して憐むべきは農家にして終歲働きて

漸く獲るものは地租を始め所得税地方税町村費などに出して其餘す所は實に僅あり地方の物産起らざるも因なきにあらず中國九州又ハ東北國に鐵道を開くの議あるも株金は其地方のみに募ることを得ずして都會の富家の力を借るもの多きは是有益の事なるも地方には資金の乏しきに因るの事實でござる然れば國事多端新にあすべきもの多く急に手を下さねばならぬ事少なからざる時あれども地方は全國の富源あれば全く涸れざる今日に於て水線を通じて流れて盡ざるの計をなさざるべからず譬へば家宅の修理をなすが爲に水源の山林を濫伐し良田に注ぐべき川流を涸らして牧獲を減じたるが如し家宅如何に美觀を加ふるも糧米減ずれば一家の生命は何によりてか繋ぐことを得ん故に暫く忍ぶべ

からざるを忍びて政費を除き民力を養ふの手段を施し租税を減じ且徴集の法を便にして費用を省き度とてとざる雜税の内にも徴集費多く人民煩雜に苦みて強て徴集するも全く國庫に納まること僅少あるべきは之を免除すればとて歳入を減じて政費の支出に大困難を與ることあるべからざれば之を免除して生ずる差支は薄くして民力を養ひ物産を繁殖するの利は大なるべし殊に諸税起るを待て地租を減ぜんとし玉ふは天子様の勅言にありて其以來新に起る諸税實に少からず然れば地租の幾分を減じ煩雜なる税を免除して一方には人民を聖徳に潤はしめ一方には政費を省き又諸税徴集の法を便にすべし假に地租の幾分と煩雜の税とを免除するとすれば施政の上に支障を與ふの少なからずとするも

民力を養ひ且民間の苦痛を薄くするの利は民心を悦ばしめて政府の方向に赴かしむる一政略なり國會開くるの後は代議士の議によりて更に増加する事ありとも其は人民の希望即ち輿論によるものなれば之を以て不平を鳴らし政令を悦ばざる者あらば是人民自から行ふて自から苦情をとなふるものなり今日は稍之と異なるの場合あるを思はざるべからず故に今日に忍ぶべからざるを忍ぶの民力を養ふのみならず現内閣の信用を國會開設の後に失はざるの政略なるべし併ちながら私に聞雲に一にも政費を減じ二にも儉約せねばならぬといふにわらず節儉の主旨に省略して得たる金を復大利を得るの資本とし今日國庫に納めしむる金を少くして民力を養ひ他日大に得らるべき道を作るの手段でとざる昔

から經濟家の極秘の手段は一度使ひ切にて再び戻りのなき死金を使はぬにありすべき事も僅の入用を吝んでせず一文吝みの百失ひをするは儉約の主旨にあらざ消費を減じ貯蓄を増その目的は益なき事には一物も費さず必要の事には財力を盡してもかき遂げん爲の準備と心得ねばありませぬ政府人民共に此本旨に悖らず政府は民力に適せざる租税を課することなく又不急の事をなし情實を以て費を増す様のことなく人民の租税を納むるを吝んで政府をして事を起すの機意を失はしむこと無く一己の都合のみ計りて全國一體の損益にかゝるが如き煩をなすことなくば政府人民共に生金を使ひて其費す所は大利を得るの資本とあらざるは無かるべし是私の政府人民に希望して止まざる所でござる又人民

に望む所のことあり其の職業を勉勵する一事にて元來人の在來の物を使ふて渡世するが其本分にはあらざ無き物を作り出し在來の物を改良して費を除き利を多くすべき働きをなさねばあらぬ者にて精神を始め耳目鼻口手足を具ふるは即ち其働を爲すために得たる器械の外なければ速力十分ある漁船の如く世間の劇しき模様は大風激浪の起りたる大洋の如きものあり故に十分の速力を増て針路を進むるにあらざれば大風暴浪に堪ふる能はざるは今日の形勢でござる然るに漁船にして機關の働を失ふときは和船の大風暴浪に遇ふと同じく覆没を免かるゝと能はざれば精神の活動を十分にして耳目鼻口手足等の器械をして有する所の働きを盡さしめ世間の大潮に流されて覆没する事無き様にあさねばあ

らぬこととてとざる人々此働きを十分になせば禍を免かれて
 福を得るの地に進むこと何の疑かわらむ古より豪傑の事を
 あすは皆其身に具ふる器械を働かして辛苦艱難を以て幸福
 功名の資本とせざるはなし大國主神の國家大造の大功德ま
 すも種々の辛苦艱難を積重ねたまひし結果あるは諸君の知
 るが如くなれば今日の困難は神の我々の價を顯はすべき時
 機を興へたるものと思ひて困難を以て將來の幸福を作る資
 本に利用せんとの心がけにて根氣強く勉強せねばあらぬこ
 ととてとざる諸君は此主旨を敷延して人民を教化し玉ふこと
 實に國家に盡さるゝ今日の急務であります

國の眞柱二卷終

全 明治二十一年五月十五日印刷
 年五月十七日出版

定價金八錢

島根縣華族

出雲國神門郡杵築東村
 八十六番地

千家尊福



東京府麹町區上二番町
 四十七番地寄留

島根縣平民

石見國邑智郡酒谷村
 三十八番地

高橋光男

東京府麹町區上二番町
 四十七番地寄留

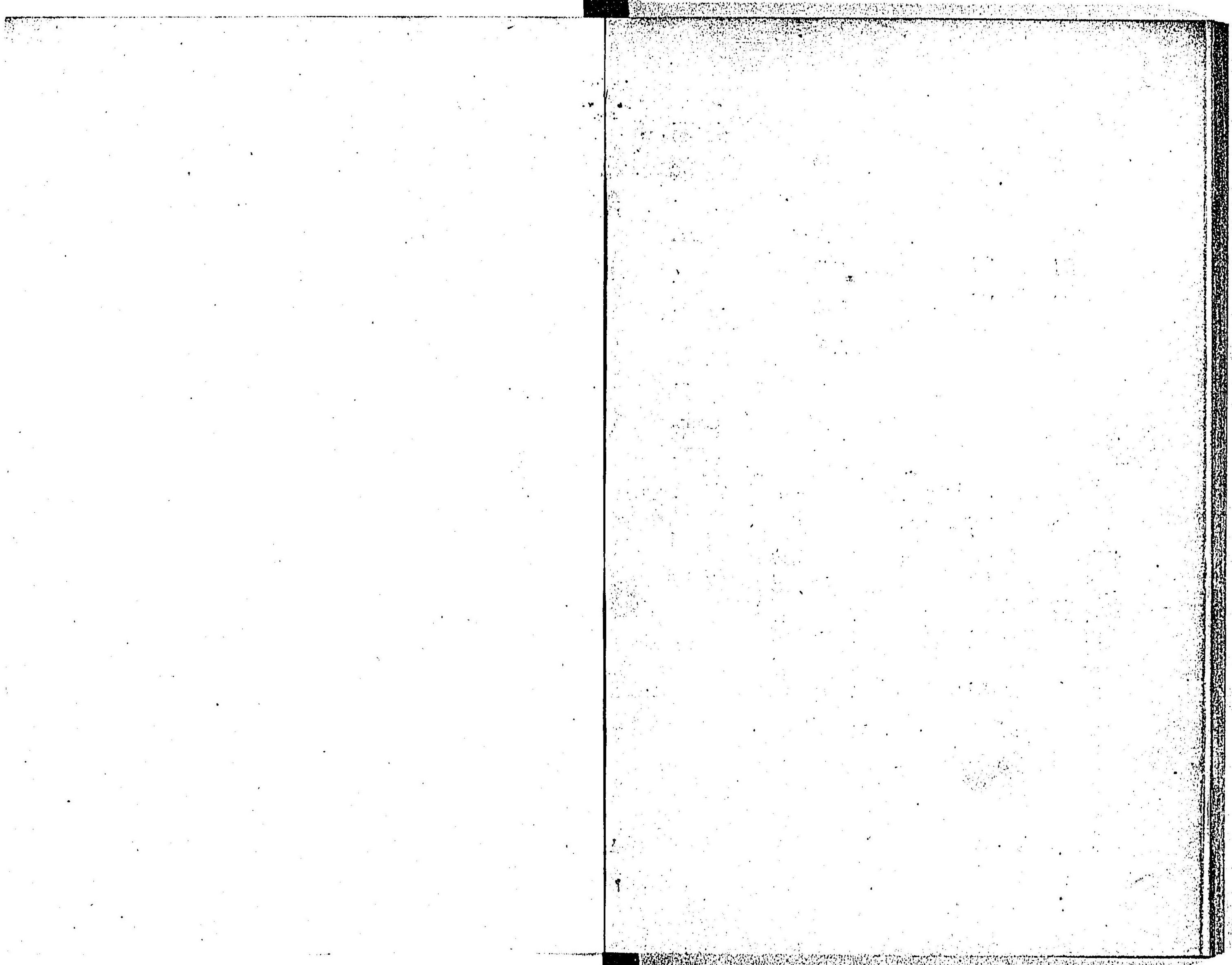
秀英舍

東京府京橋區西紺屋町
 廿六七番地

印刷所

印刷者

著作兼
 發行人



29
1
20

